

第2期小鹿野町子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

小鹿野町

はじめに

昨今の子育てをめぐる状況は、急速な少子化と核家族化に伴う育児負担、また経済的・精神的な不安感によりとても厳しい状況になっております。また、仕事と子育てを両立するため、保育のニーズも多様化し、社会全体で子どもを取り巻く環境の整備と子育て世帯の支援を構築することが求められております。



本町では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境の整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「小鹿野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援に関わる取組みを推進してきました。

また、国では、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況のなか、本町では、第1期計画が令和元年度末で終期を迎えることから、第1期計画での取組みの成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、第1期計画の「安心して産み育てられるまちづくり」という基本理念を継承し、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、きめ細かく、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見とご提案をいただきました「小鹿野町児童福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の方々、また「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました町民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後とも、計画の推進に対し、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

令和2年3月

小鹿野町長 **森 真太郎**

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 教育・保育提供区域の設定.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 子育て環境の現況と課題	5
第1節 地域の全体像	6
1 地勢.....	6
2 沿革.....	6
3 人口と世帯数.....	7
4 就業構造.....	7
第2節 児童数の推移と推計	8
1 児童数の推移.....	8
2 児童数の推計.....	9
第3節 サービスの提供状況等	10
1 母子保健サービス.....	10
2 子育て支援センター.....	10
3 保育所（園）.....	11
4 幼稚園.....	12
5 放課後児童クラブ.....	13
6 学校教育.....	14
第4節 子育て支援に関するニーズ調査の結果	15
1 就学前児童調査の結果.....	15
2 就学前児童調査の時系列比較.....	18
3 小学生調査の結果.....	23
4 小学生調査の時系列比較.....	25
第5節 第1期計画の成果と課題	27
1 評価の考え方と方法.....	27
2 評価結果のまとめ.....	28
3 個別施策の評価結果.....	29
第3章 計画が目指すもの	37
1 基本理念.....	38
2 基本目標と基本施策.....	39

第4章	総合的な子育て支援施策の展開	41
1	子育てが楽しくなるまちづくり.....	42
2	親子の健康を支えるまちづくり.....	48
3	地域の温もりや伝統を継承するまちづくり.....	54
4	安心して子育てできるまちづくり.....	62
5	住民や企業が子育てを支えるまちづくり.....	67
第5章	子ども・子育て支援事業の推進	71
1	教育・保育の見込量及び確保方策.....	72
2	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策.....	74
3	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	80
4	産後の休業及び育児休業後に円滑に保育を利用できる体制の確保.....	80
5	専門機関等との連携による要保護児童への対応の強化.....	81
6	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進.....	81
第6章	計画の推進	83
1	推進体制.....	84
2	計画の進行管理.....	84
3	情報提供.....	85
4	関係機関との連携.....	85
資料編		87
1	策定体制.....	88
2	策定経過.....	92

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

一人の女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる国の合計特殊出生率は、昭和40年代中頃を境に年々低下し、平成17年には1.26と過去最低の値となりました。その後、平成29年も1.43と、依然として低い水準にとどまっています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成29年の人口推計（中位）によれば、2065年に生まれる子どもの数は現在の約5割（48.2万人）となり、高齢化率は現在の約2倍（39.9%）、生産年齢人口（15～64歳）も現在の約2分の1近くに急激に減少するとされています。

また、「出生動向基本調査」によると、独身男女の約9割は結婚の意思を有しており、希望の子ども数も男女とも2人以上となっており、国民の希望と国が推計する少子化の状況は大きくかけ離れています。

この状況を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、育児不安などが指摘されています。

これらの問題を解消していくには、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要です。そのため、地域住民や商店・企業、NPO等が協働し、総合的な対策を推進していくことが求められています。

こうした中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本町においては、平成27年3月に『子ども・子育て支援事業計画』を策定し、これまで推進してきた次世代育成支援行動計画の取組に加えて、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、乳幼児の保護者の就業率はさらに高まり、保育ニーズは増加傾向にあります。また、核家族化等の影響などにより、子育てについての不安や悩みを抱える保護者は増加しています。

本町は子ども歌舞伎をはじめ神楽等、子どもたちが地域の伝統文化や自然環境に触れながら、地域全体で子どもを育む風土が根付いています。

こうした本町の特長を活かしながら、行政と住民、学校、地域団体、商工団体等が連携し、地域全体で子ども・子育て家庭を支援する、支えあいの仕組みを強化していくことが求められています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び厚生労働省通知「健やか親子21（第2次）」を踏まえた「母子保健計画」を一体的に策定しています。

(2) 総合振興計画及び町の関連計画と整合性を図った計画

本計画は、「第2次小鹿野町総合振興計画」を上位計画とし、「小鹿野町障害者計画・小鹿野町障害福祉計画」及び「小鹿野町男女共同参画計画」などの関連計画との整合性を図りながら、本町の子育てに関する施策を体系化しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小鹿野町子ども・子育て支援 事業計画（H27～R1年度）									
					第2期小鹿野町子ども・子育て 支援事業計画（R2～6年度）				
					今回の計画期間				

4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育サービスの見込量及び確保策を定めることとされています。

本町では、町全体を一つの教育・保育提供区域とします。

5 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の状況・意向を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

◇ 子育てサービスに関するアンケート調査 概要

調査の種類	調査対象者	配布件数	回収数	回収率
①就学前児童調査	就学前児童のいる世帯	357人	277人	77.6%
②小学生調査	小学生のいる世帯	577人	534人	92.5%

調査実施方法：保育所（園）、幼稚園、小学校を通じた調査票の配布・回収のほか、郵送による配布・回収により調査を実施しました。

(2) 策定体制

学識経験者、町内の各団体や関係機関の代表者等で構成する「小鹿野町児童福祉審議会」を設置して、計画内容について検討しました。また、庁内においても「庁内検討委員会」を設置し、関係職員による総合的な討議を行いました。

さらに、サービス利用者の意見を計画に反映するため、子育て支援センター、幼稚園・保育所の職員及び保護者等に対するヒアリング調査を実施しました。

また、「パブリックコメント」を実施し、住民の意見を取り入れながら計画策定を進めました。

第2章 子育て環境の現況と課題

第1節 地域の全体像

1 地勢

本町は、埼玉県西北部に位置し、平成17年10月1日の合併により面積が171.26㎢と、県内の町村としては最も広い面積を有しています。

また、本町は、秩父多摩甲斐国立公園において、秀でた山容を形成する日本百名山の両神山、日本一といわれるセツブンソウの自生地、日本の滝百選に入選した丸神の滝、平成の名水百選の毘沙門水など、現代人の心を和ませてくれる美しい自然と里山の景観や魅力を備えています。

この地域を地質学上で概観すると、三山地区から西側は中・古生層からなる秩父帯と山中地溝帯が分布し、町の東側には「ようばけ」に見られるとおり、秩父盆地を構成する新第三紀層になっています。ここからは、大型ほ乳類の「パレオパラドキシア」や、「チチブサワラ」など魚類の化石が発見されています。

気候条件は、夏は35度以上の気温になる反面、冬は零下10度前後まで下がり、年間を通じて寒暖の差が著しい地域です。

2 沿革

地名のおこりは、約千年前の平安時代に編纂された「倭名類聚抄」に「巨香郷」の記述があり、古代における地域の成立を垣間見ることができます。この時代から中世にかけては、秩父武士団の台頭がめざましく、この地に根を張った有力な土豪の活躍が知られています。室町時代には、秩父札所34観音霊場が成立し、特に小鹿野町に位置する札所31番観音院、札所32番法性寺は、霊場として最も優れた自然景観を有しているといわれています。

江戸時代には、秩父市の大宮郷に次ぐ規模の「市」が形成され、江戸との交流が盛んに行われたことにより、独自の文化が育まれてきました。今も、小鹿野の春祭りに曳き回される屋台や笠鉾をはじめ、農村歌舞伎などが盛んに開催されており、現代に引き継がれています。

町の中央には、東西に延びる国道299号が位置し、かつてこの道は江戸と信州を結ぶ重要な街道としての役割を担っていました。小鹿野町は、こうした山岳地帯における盆地という特殊な地形から、小規模な市場町としての歴史や人の交流があり、産業・経済、文化、交通の要所として、西秩父地域における中心的な市街地を形成しています。

3 人口と世帯数

平成31年の人口の総人口は11,685人で、年々減少しています。

年齢別の人口は、0から14歳及び15歳から64歳がともに減少していますが、65歳以上は増加傾向にあります。

◇ 近年の人口の推移

単位：人

区分	総人口	年齢3区分別人口					
		0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成26年	13,037	1,489	11.4%	7,533	57.8%	4,015	30.8%
平成27年	12,778	1,444	11.3%	7,280	57.0%	4,054	31.7%
平成28年	12,464	1,367	11.0%	7,018	56.3%	4,079	32.7%
平成29年	12,212	1,297	10.6%	6,790	55.6%	4,125	33.8%
平成30年	11,968	1,240	10.4%	6,524	54.5%	4,204	35.1%
平成31年	11,685	1,175	10.1%	6,263	53.6%	4,247	36.3%

《資料》町丁字別人口、外国人含む：各年1月1日現在

4 就業構造

平成27年における全就業人口は、5,991人です。第一次産業就業人口が386人、第二次産業就業人口が2,311人、第三次産業就業人口が3,294人になっています。

産業別の人口割合の推移をみると、第一次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が増加しており、平成22年以降は50%を超えています。

◇ 産業別就業人口の推移

単位：人

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総数	7,440	100.0%	7,173	100.0%	6,344	100.0%	5,991	100.0%
第1次産業	604	8.1%	639	8.9%	470	7.4%	386	6.4%
第2次産業	3,447	46.3%	2,869	41.4%	2,461	38.8%	2,311	38.6%
第3次産業	3,389	45.6%	3,565	49.7%	3,413	53.8%	3,294	55.0%

注：第3次産業就業人口には、分類不能の数値が含まれます。

《資料》国勢調査

第2節 児童数の推移と推計

1 児童数の推移

近年の0～17歳の人口の推移をみると、平成26年の1,843人から平成31年の1,495人と、5年間で348人減少しています。

出生数は年々減少し、平成30年は30人台となっています。合計特殊出生率は、全国平均や県平均よりも低い値で推移しています。

◇ 0～17歳の児童数の推移（年齢区分別）

単位：人

年	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	計
平成26年	213	290	315	317	354	354	1,843
平成27年	197	269	323	309	346	364	1,808
平成28年	173	246	317	310	321	353	1,720
平成29年	146	225	294	315	317	348	1,645
平成30年	140	200	268	324	308	343	1,583
平成31年	130	175	250	315	305	320	1,495

《資料》住民生活課：各年1月1日

◇ 出生数と合計特殊出生率※の推移

区分	出生数 (人)	合計特殊出生率		
		小鹿野町	埼玉県	全国
平成26年	63	1.12	1.31	1.42
平成27年	46	1.00	1.39	1.45
平成28年	41	0.79	1.37	1.44
平成29年	50	1.05	1.36	1.43
平成30年	37	-	-	-

《資料》人口動態統計

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生涯にもつであろう平均的な子どもの数現時点で平成30年は未公表のため未掲載

2 児童数の推計

近年の人口や出生数等をもとに将来人口の推計を行ったところ、0～17歳の児童数は、令和6年度（令和7年1月1日現在）には1,075人になると見込まれ、今後も減少していくものとみられます。

◇ 0～17歳の児童数の推計（年齢区分別）

単位：人

年	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	計
平成31年 (実績値)	130	175	250	315	305	320	1,495
令和2年	103	146	202	269	322	304	1,346
令和3年	100	136	181	250	319	301	1,287
令和4年	96	124	159	228	297	310	1,214
令和5年	93	107	148	204	269	319	1,140
令和6年	90	104	137	181	250	313	1,075

《資料》住民生活課：各年1月1日基準日（コーホート要因法で推計）

第3節 サービスの提供状況等

1 母子保健サービス

本町の母子保健事業は、国の「こんにちは赤ちゃん事業」が始まる以前から、新生児の全戸訪問を実施し、親子教室やサークル活動を支援するなど、積極的な取組を行ってきました。また、乳幼児健診は、3か月、6か月、9か月、12か月、1歳6か月、2歳、3歳及び5歳に実施しており、充実した体制となっています。とりわけ、視能訓練士による近視・斜視の検査や歯科健診等により、治療・改善に多くの成果を上げています。

さらに、妊産婦への栄養補給事業など独自の事業も実施しています。今後は、予防接種費用の助成などを検討するとともに、乳幼児期から始まる生涯を通しての「食育」の推進などに努め、町の子どもたちが、健やかに育つ環境づくりを図る必要があります。

平成29年度に、多職種や地域と連携しながら妊娠から出産・子育てにわたり、切れ目なく支援する小鹿野町子育て包括支援センターを保健福祉センターに設置しました。その後、平成30年度に名称を子育て包括支援室に変更、住民生活課に移管し、様々なサービスをワンストップで提供できる体制を整備しました。

2 子育て支援センター

小鹿野町子育て支援センターは、平成19年度に小鹿野保育所に併設されて開所し、平成27年度に旧三田川幼稚園に移転しました。

子育て親子の交流、子育てに関する相談、子育て情報の提供、講習会などを開催しており、さらに、親支援の観点から、保健福祉センター及び子育て包括支援室と連携を図りながら、新生児や困りごとを抱えている家庭への訪問事業を実施しています。

平成30年度に実施したアンケート調査では、乳幼児の保護者の認知度が92.1%に達しており、子育て家庭に浸透しています。

また、平成30年度より、通い慣れた環境のもとで安心して利用できるよう、一時預かりサービスを開始したほか、令和元年度より小学生の利用も開始し、地域の子育て支援拠点としての役割は高まっています。

3 保育所（園）

本町には、公立保育所2か所のほか、私立の保育園が1か所設置されています。

保育所（園）の入所状況は、平成31年4月現在、3歳未満児が63人、3歳以上児が139人で、合計202人の児童が利用しています。

◇ 保育所（園）の入所状況

単位：人

区 分	定員	3歳未満児			3歳以上児			計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
小鹿野保育所	100	2	11	17	19	22(1)	25(1)	96(2)
両神保育所	50	0	3	4(1)	8(1)	8	10(1)	33(3)
ひまわり保育園	60	5(2)	7(1)	10	12(5)	8(1)	14(7)	56(16)
管外委託	—	0	3	1	6	4	3	17
合 計	210	7(2)	24(1)	32(1)	45(6)	42(2)	52(9)	202(21)
		63(4)			139(17)			

《資料》住民生活課（平成31年4月1日現在）／（ ）内は管外からの受託児童数内数

◇ 保育所（園）入所児童数の推移

単位：人

区 分	保育所（園）数 （か所）	3歳未満児	3歳以上児	計
平成26年	3	93(7)	156(5)	249(12)
平成27年	3	83(5)	158(4)	241(9)
平成28年	3	72(5)	153(9)	225(14)
平成29年	3	81(5)	151(14)	232(19)
平成30年	3	77(6)	144(12)	221(18)
平成31年	3	63(4)	139(17)	202(21)

《資料》住民生活課（各年4月1日現在）／（ ）内は管外からの受託児童数内数

4 幼稚園

幼稚園は、平成27年度にそれまで3園あったものを統合し、現在、公立幼稚園が1園となっています。

3歳児からの入園を行っており、令和元年5月1日現在、49人の児童が通園しています。また近年の園児数の推移をみると、減少傾向となっています。

◇ 幼稚園入園児童数の推移

単位：人

区 分	幼稚園数 (園)	3 歳	4 歳	5 歳	計
平成26年	3	35	34	55	124
平成27年	1	34	34	36	104
平成28年	1	18	35	34	87
平成29年	1	18	18	36	72
平成30年	1	14	18	19	51
令和元年	1	14	16	19	49

《資料》学校教育課（各年5月1日現在）

5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、公立が1施設、民間が4施設あり、計5施設で実施しています。

在籍児童数は、平成31年4月現在、5施設合わせて200人となっており、児童数は、近年増加傾向にあります。

◇ 放課後児童クラブ在籍児童数

単位：人

区 分	1～3年生			4～6年生			計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
小鹿野	15(1)	10	10	10(1)	5	3(1)	53(3)
小鹿野(遊)	12	10	12	7(2)	7	6(1)	54(3)
三田川	3	7	4	6	5(1)	4	29(1)
長若	2	8	4	4	3	4	25
両神	9	8	10	8	3	1	39
合計	41(1)	43	40	35(3)	23(1)	18(2)	200(7)
	124(1)			76(3)			

《資料》住民生活課（平成31年4月1日現在）／（ ）は障がい児童数内数

◇ 放課後児童クラブ在籍児童数の推移

単位：人

区 分	クラブ数 (か所)	在籍児童数		
		1～3年生	4～6年生	計
平成26年	3	95(1)	41(1)	136(2)
平成27年	3	116	39	155
平成28年	5	131(4)	45(1)	176(5)
平成29年	5	155(3)	45(2)	198(5)
平成30年	5	129(3)	58(3)	206(6)

《資料》住民生活課（各年4月1日現在）／（ ）は障がい児童数内数

6 学校教育

児童数・生徒数をみると、令和元年5月現在、小学校児童数は539人、中学校生徒数は304人となっています。

近年の推移をみると、児童数・生徒数ともに減少傾向にあります。

◇ 小学校児童数

単位：人

区 分	1～3年生			4～6年生			計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
小鹿野小学校	44(2)	54(1)	51	50(3)	62(1)	65(2)	326(9)
長若小学校	6	12	11	8	13	11	61
三田川小学校	5	7	7	9	14(1)	12	54(1)
両神小学校	10	14(2)	18(3)	22(1)	17	17	92(6)
合計	65	87	87	89	106	105	539(16)
	239(8)			300(8)			

《資料》学校教育課（令和元年5月1日現在）／（ ）内は特別支援学級児童数内数

◇ 中学校生徒数

単位：人

区 分	1年生	2年生	3年生	計
小鹿野中学校	95(1)	104(6)	105(2)	304(9)

《資料》学校教育課（令和元年年5月1日現在）／（ ）内は特別支援学級生徒数内数

◇ 小・中学校の児童・生徒数の推移 単位：人

区 分	小学校	中学校
平成26年	626	337
平成27年	627	315
平成28年	611	315
平成29年	595	310
平成30年	574	315
令和元年	539	304

《資料》学校教育課（各年5月1日現在）

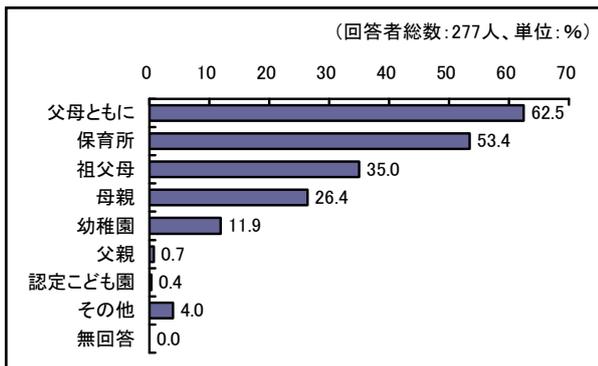
第4節 子育て支援に関するニーズ調査の結果

1 就学前児童調査の結果

(1) 子どもの育ちをめぐる状況

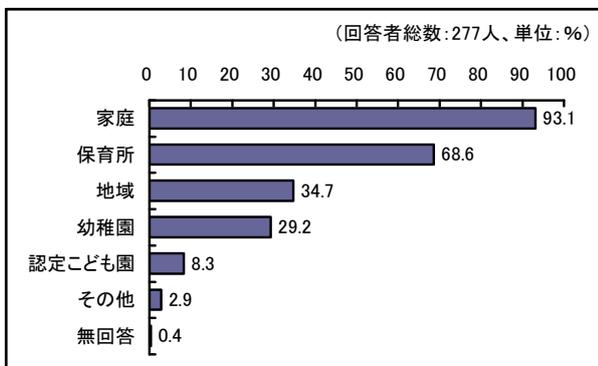
① 子育てに関わっている人（複数回答）

「父母ともに」（62.5%）に次いで「保育所」が53.4%となっています。



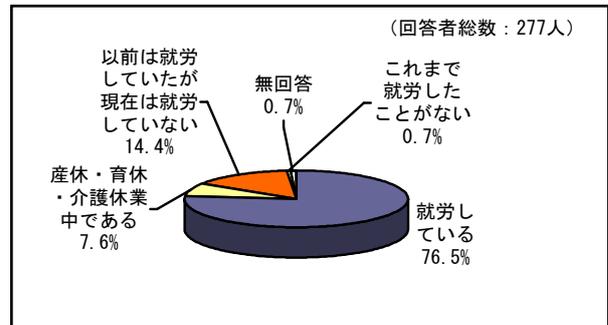
② 子育てに影響すると思われる環境（複数回答）

「家庭」（93.1%）に次いで「保育所」（68.6%）となっています。



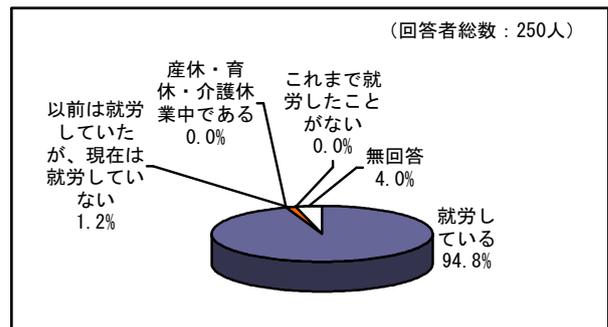
(2) 母親の就労状況

「就労している」が76.5%となっています。



(3) 父親の就労状況

「就労している」が94.8%となっています。

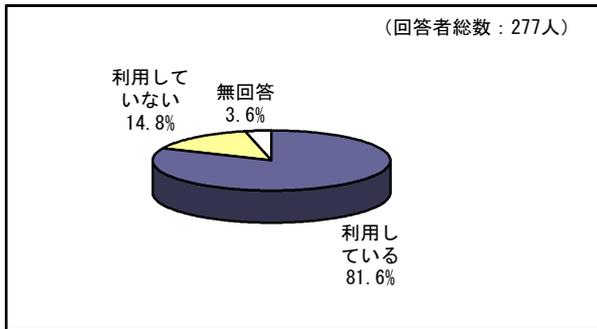


※円グラフの構成比の和は、端数処理の関係で100%を上下することがあります。また、複数回答は、構成比の和が100%を上回ることがあります。

(4) 幼稚園・保育所等の利用状況

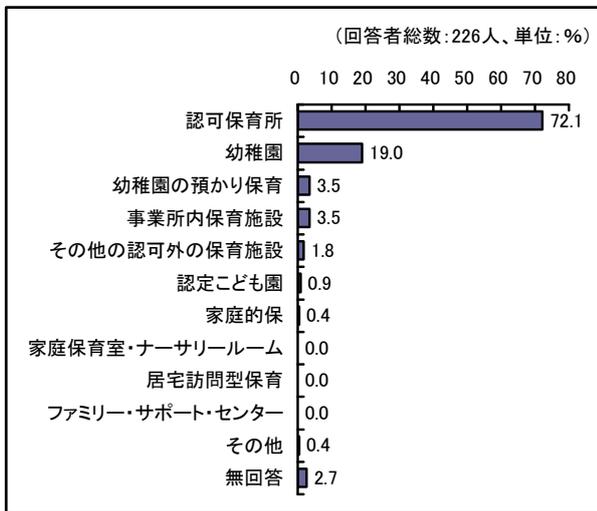
①利用の有無

「利用している」が81.6%となっています。



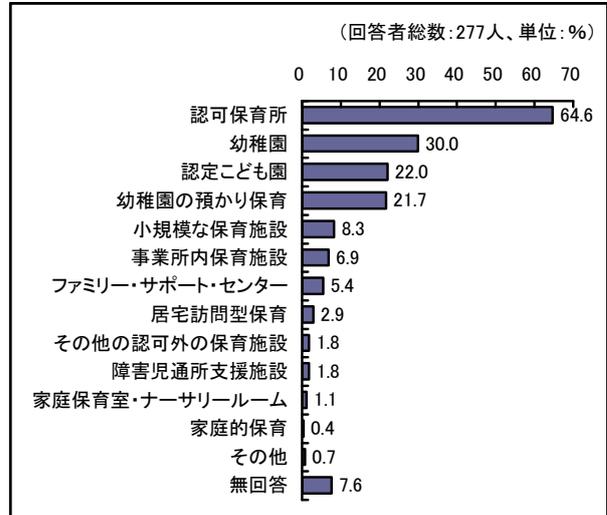
②利用している施設の種類（複数回答）

「認可保育所」が72.1%で最も多く、次いで「幼稚園」が19.0%が続いています。



(5) 今後の幼稚園・保育所等の平日の定期的な利用意向（複数回答）

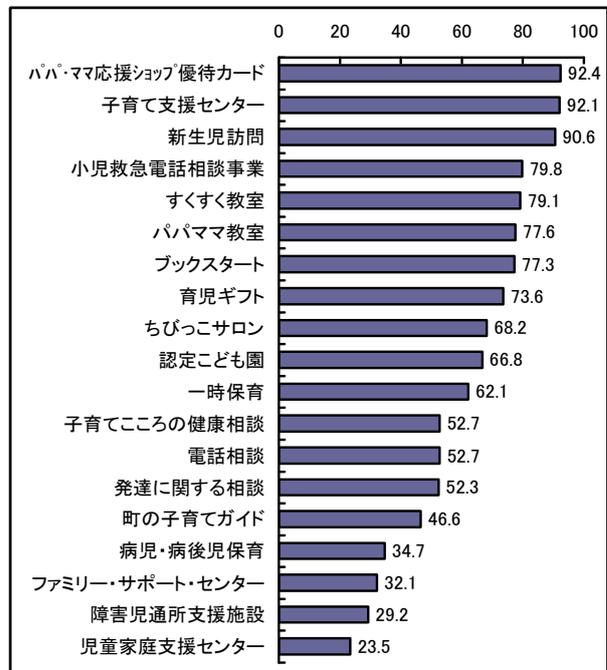
「認可保育所」が64.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が30.0%が続いています。



(6) 子育て支援施策の認知度・利用経験

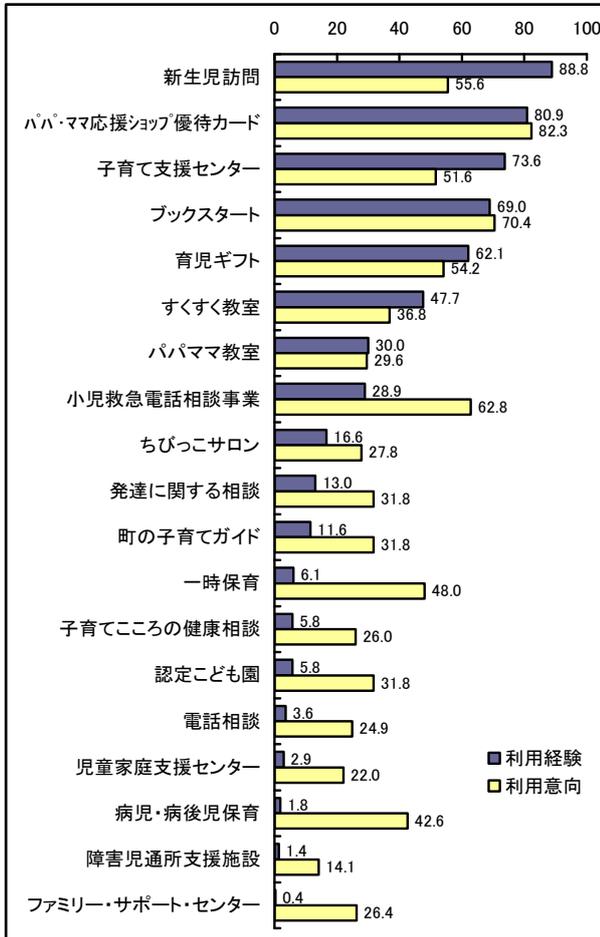
①認知度（複数回答）

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が92.4%となっています。



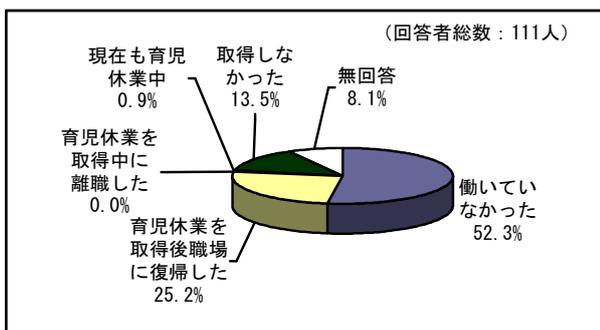
②利用経験及び利用意向（複数回答）

利用経験は「新生児訪問」が、利用意向は「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が最も多くなっています。



(7) 母親の育児休業の取得状況

「育児休業を取得後職場に復帰した」は25.2%となっています。また、「取得しなかった」は13.5%となっています。

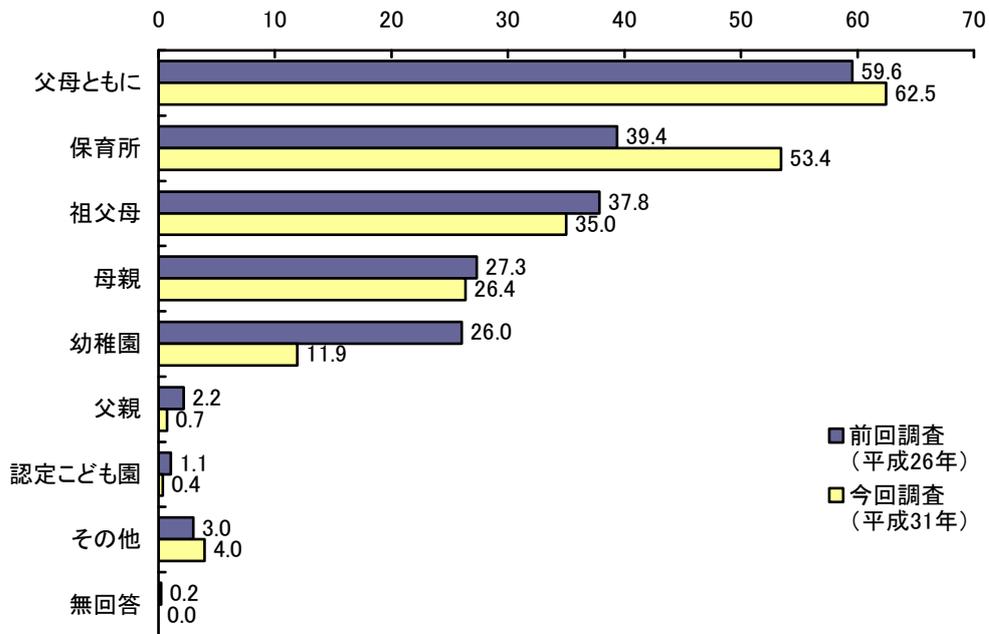


2 就学前児童調査の時系列比較

(1) 子どもの育ちをめぐる状況

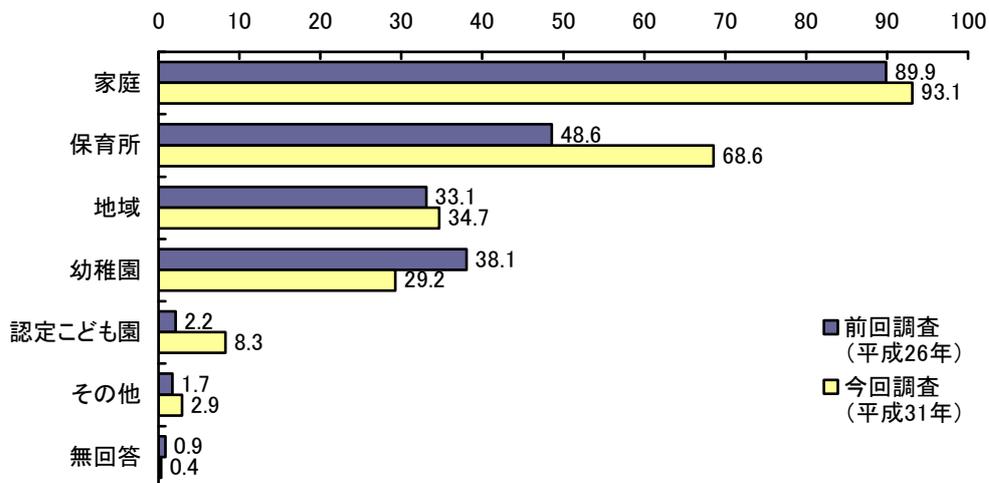
①子育てに日常的に関わっている人（複数回答）

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「保育所」の割合が高く、「幼稚園」の割合が低くなっています



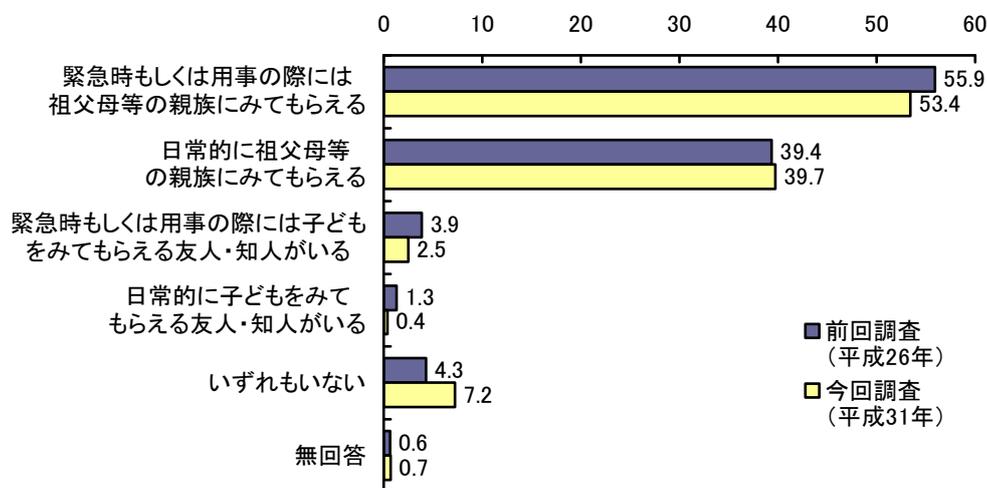
②子育てに影響すると思われる環境（複数回答）

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「保育所」の割合が高くなっています。



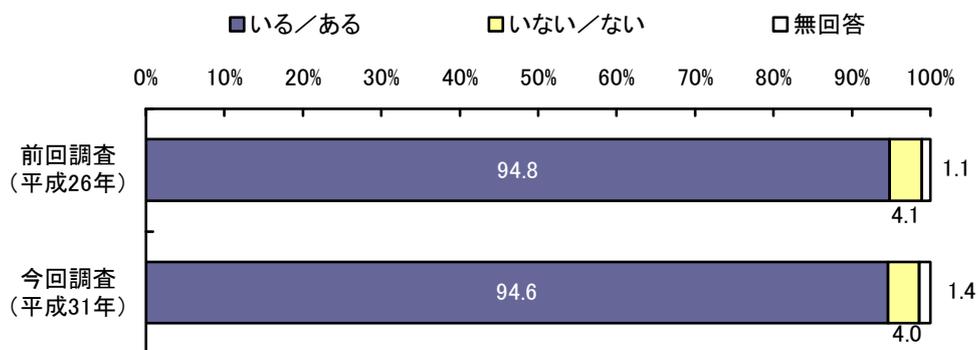
③子どもをみてもらえる親族・知人の状況

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、特に顕著な違いはみられません。



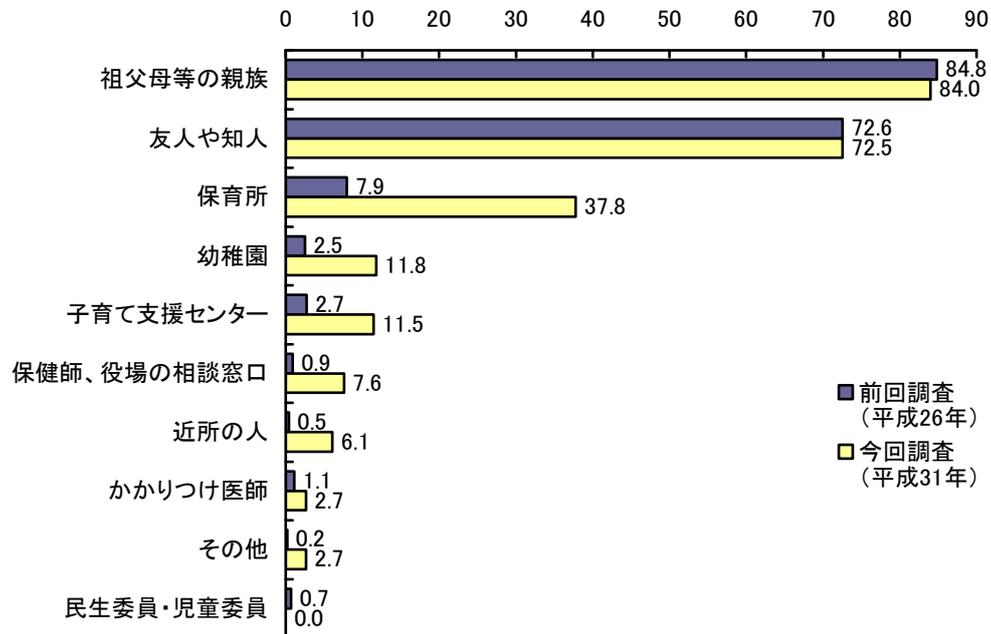
④子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、特に顕著な違いはみられません。



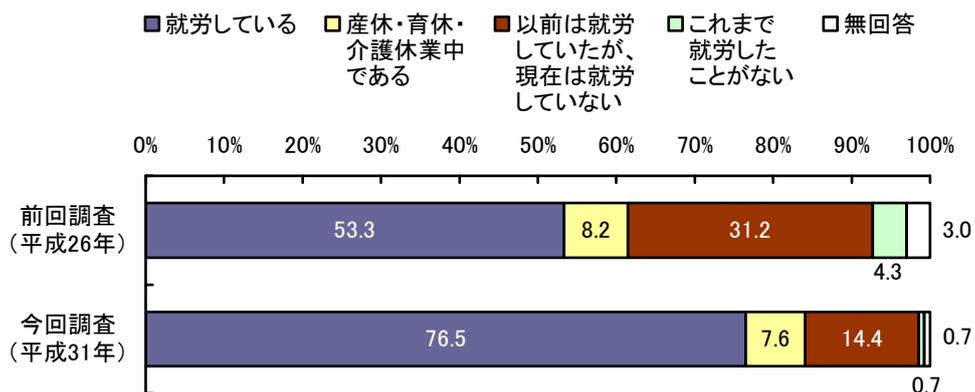
⑤子育てに関して気軽に相談できる相手（複数回答）

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「保育所」や「幼稚園」、「子育て支援センター」などの割合が高くなっています。



(2) 母親の就労状況

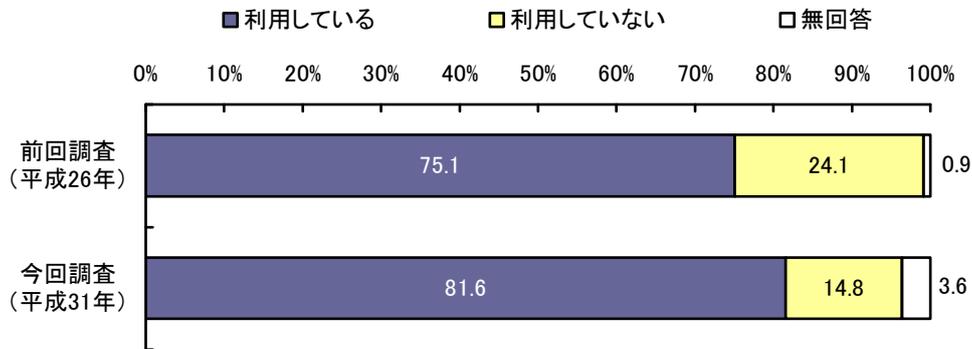
前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「就労している」の割合が顕著に高くなっています。



(3) 教育・保育サービスの状況

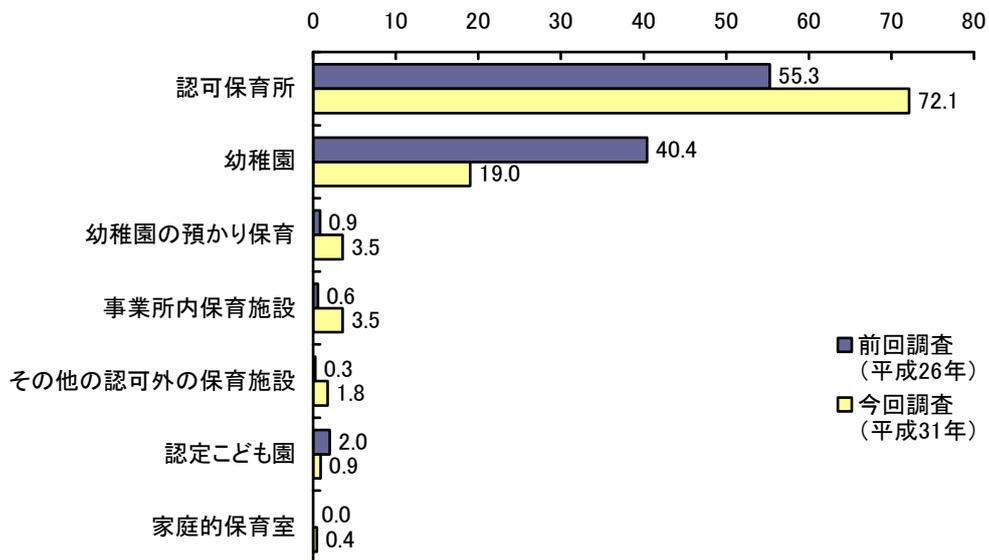
①サービスの利用の有無

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「利用している」の割合が高くなっています。



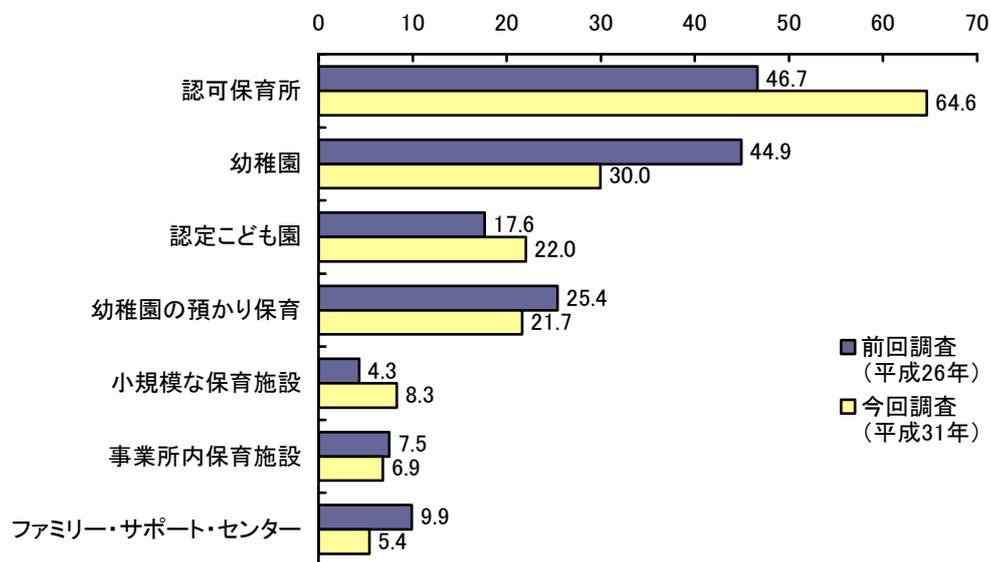
②利用しているサービスの種類(複数回答)

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「認可保育所」の割合が高くなっており、「幼稚園」の割合が低くなっています。



③今後利用したいサービスの種類（複数回答）

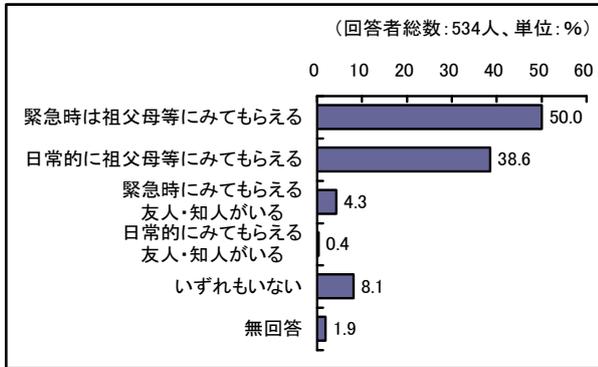
前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「認可保育所」の割合が高くなっており、「幼稚園」が低くなっています。



3 小学生調査の結果

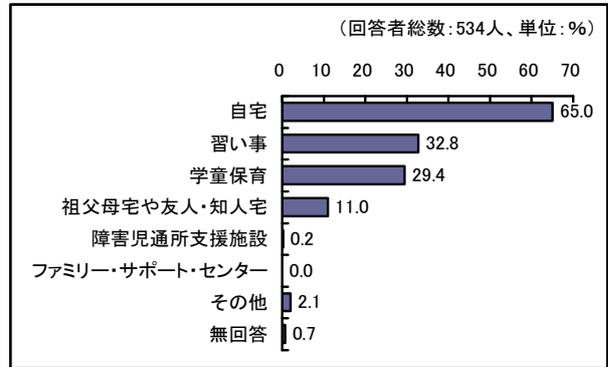
(1) 子どもと家族の状況（複数回答）

「緊急時は祖父母等にみてもらえる」が50.0%となっています。



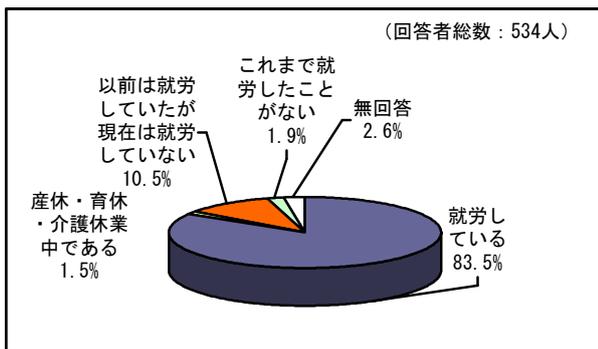
(4) 現在の放課後の過ごし方（複数回答）

「自宅」が65.0%で最も多く、次いで「習い事」が32.8%で続いています。



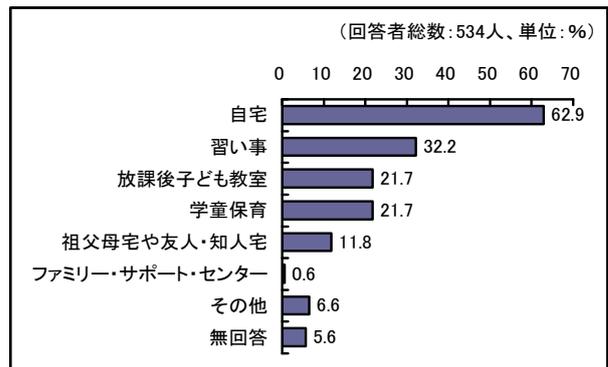
(2) 母親の就労状況

「就労している」が83.5%となっています。



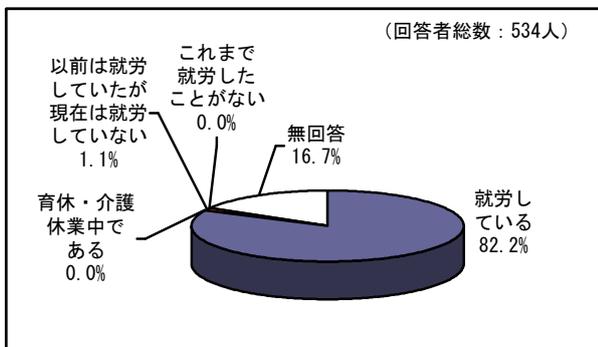
(5) 希望の放課後の過ごし方（複数回答）

「自宅」が62.9%で最も多く、次いで「習い事」が32.2%で続いています。



(3) 父親の就労状況

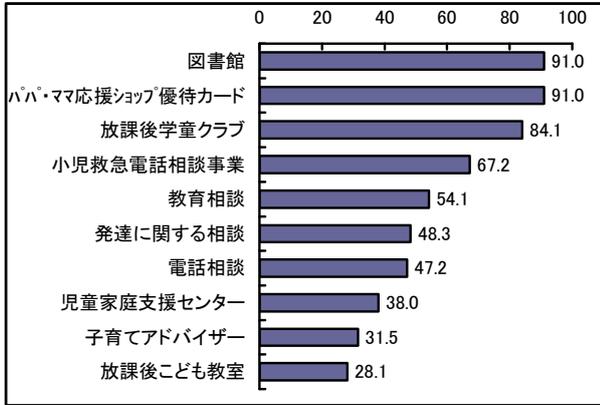
「就労している」が82.2%となっています。



(6) 子育て支援事業の利用経験及び利用意向

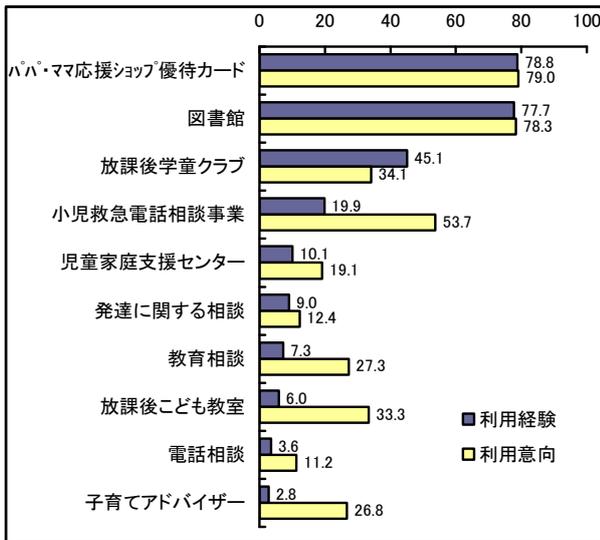
①認知度（複数回答）

「図書館」及び「パパ・ママ応援ショップ優待カード」がともに91.0%となっています。



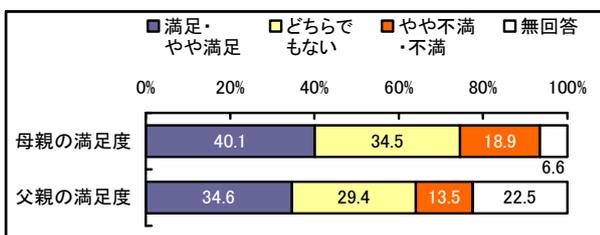
②利用経験及び利用意向（複数回答）

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」及び図書館は、利用意向及び利用経験がともに高くなっています。



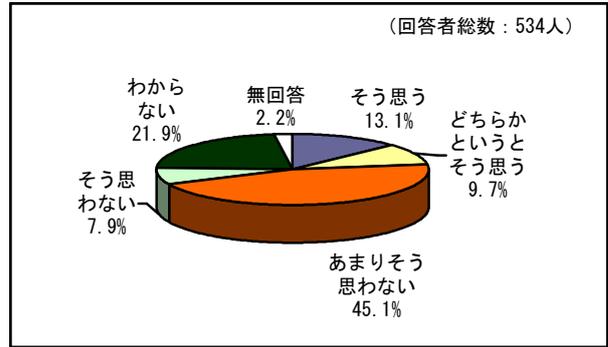
(7) 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフバランス）の状況

母親は40.1%、父親は34.6%が「満足・やや満足」と回答しています。



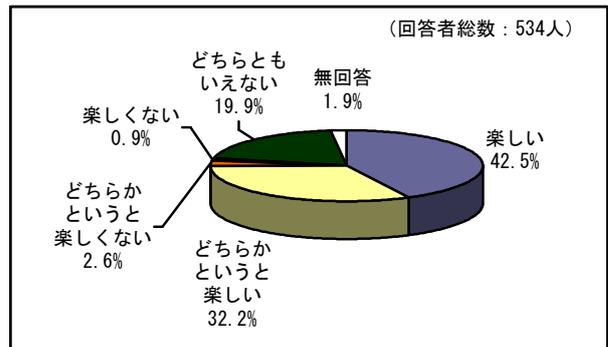
(8) 親子の結びつきは弱まったと思うか

「あまりそう思わない」・「そう思わない」が合わせて53.0%となっています。



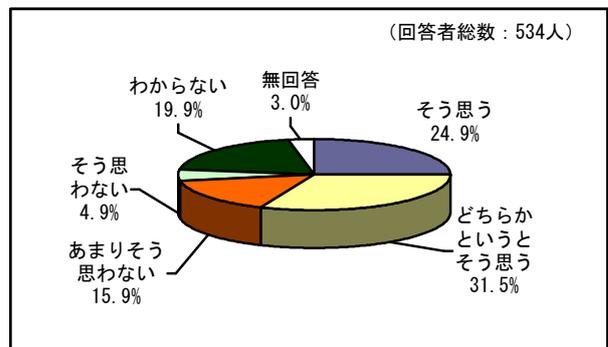
(9) 子育てすることは楽しいと感じるか

「楽しい」・「どちらかといえば楽しい」が合わせて74.7%となっています。



(10) 本町は子育てしやすいところだと思うか

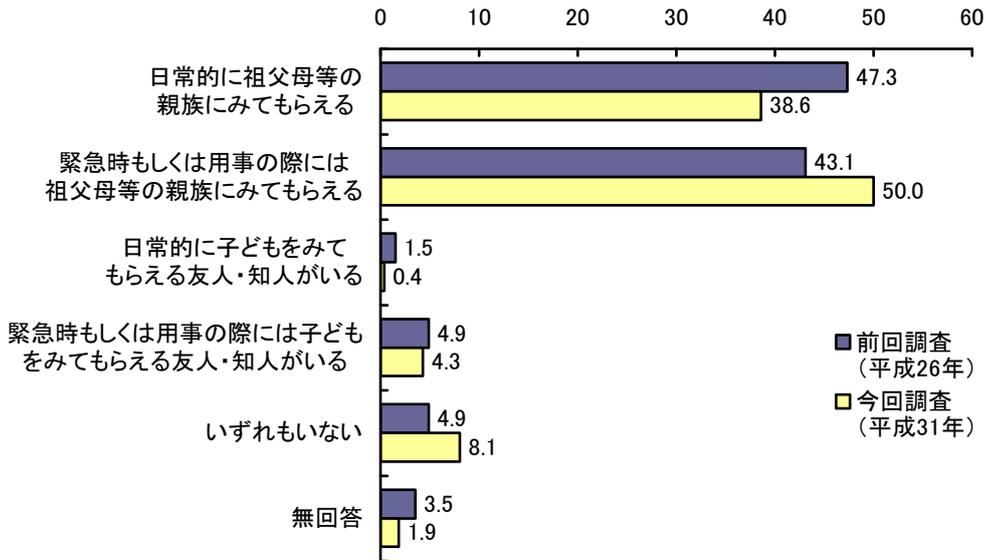
「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」が合わせて56.4%となっています。



4 小学生調査の時系列比較

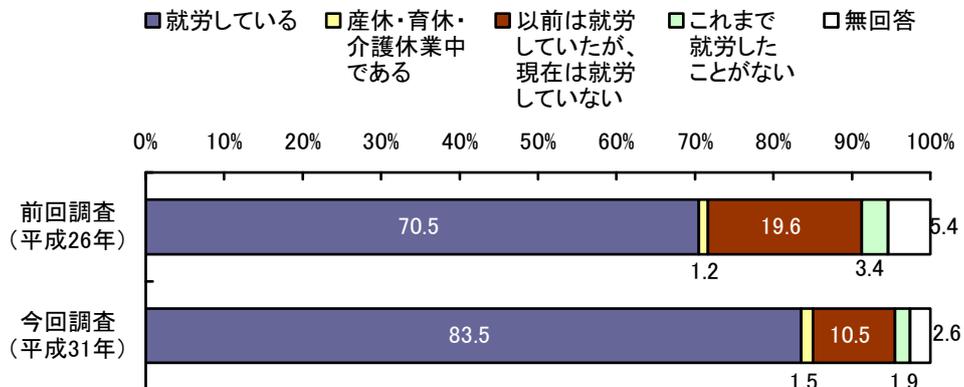
(1) 子どもをみてもらえる親族・知人

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が低くなっており、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高くなっています。



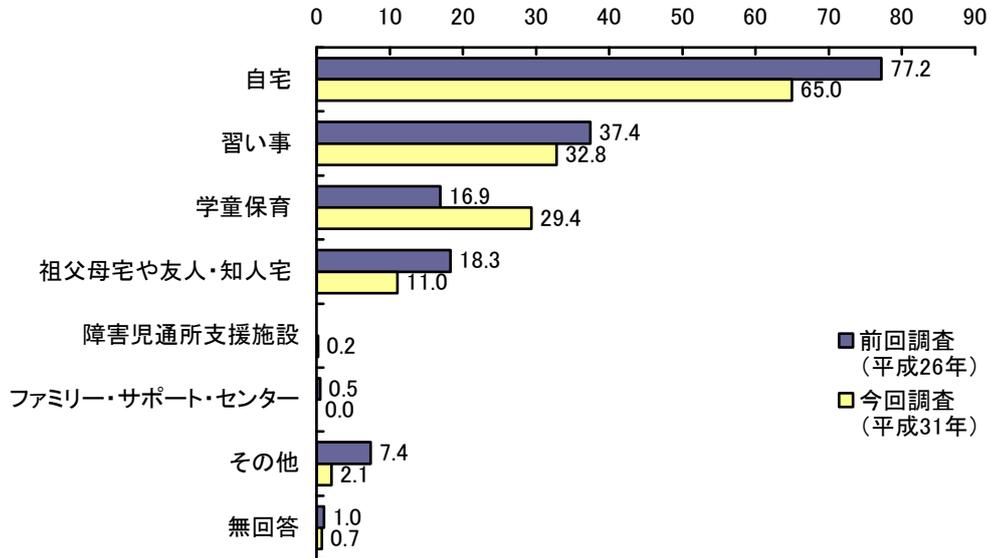
(2) 母親の就労状況

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「就労している」の割合が増加しています。



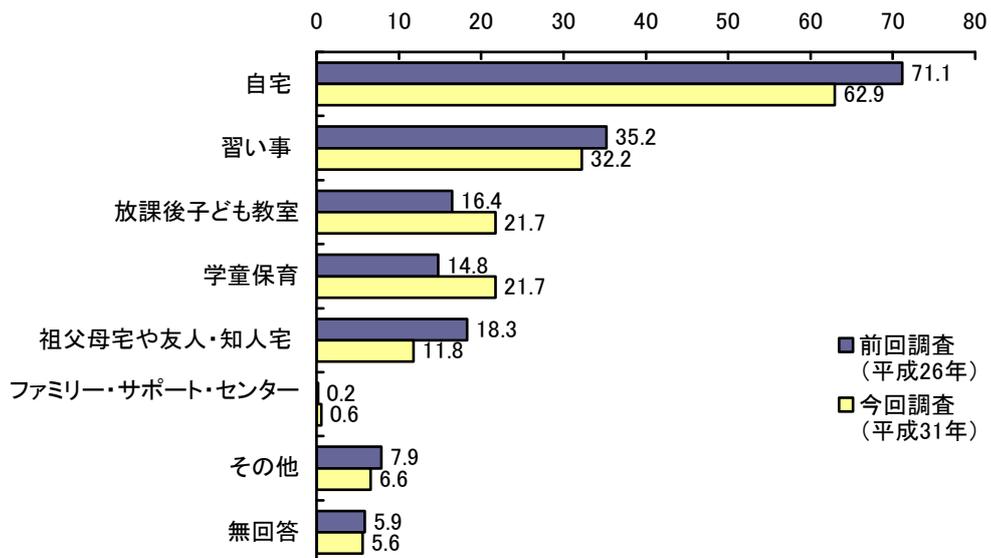
(3) 現在の放課後の過ごし方（複数回答）

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「自宅」の割合が低くなり、「学童保育」の割合が高くなっています。



(4) 希望する放課後の過ごし方（複数回答）

前回調査（平成26年）から今回調査（平成31年）にかけて、「自宅」の割合が低くなり、「放課後子ども教室」及び「学童保育」の割合が高くなっています。



第5節 第1期計画の成果と課題

1 評価の考え方と方法

この評価は、平成26年度に策定した「小鹿野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1次計画」という。）に示された個々の施策において、“どれだけの成果が得られたか”に着目して行いました。

そのため、事業実績が同じ場合でも、その課題や施策が計画策定時に期待した以上の成果が得られた場合には高い評価を与え、逆に期待した成果が得られなかった場合には低い評価を与えました。

事業の成果等で用いている指標の凡例は、下表のとおりです。

評価方法は、まず、個々の施策・事業における各担当課が自己評価を行った後に住民生活課が各課にヒアリングを行い、評価結果を確認・修正することで、計画全体として同じ基準をもった評価結果となるように調整しました。

〔凡例〕

【事業の成果】

- A：期待以上の成果を上げた
- B：期待どおりの成果を上げた
- C：期待どおりの成果を上げていない
- D：実施していない

【今後の方針】

- A（拡 充）：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
- B（継 続）：現在の事業の枠組みを維持して継続すること※
- C（見直し）：事業の縮小や統合、または他の施策や新たな施策で対応すること
- D（廃 止）：社会情勢の変化等により事業を廃止すること

※今後の方針が「C（見直し）」、「D（廃止）」であり、今後とも計画書に示した目標を継続する場合は「B（継続）」としました

2 評価結果のまとめ

全体的な評価結果として次の特徴がみられました。

(1) 地域の子育て支援機能が強化されました

子育て支援センターは旧三田川幼稚園に移転し、施設環境の充実が図られたほか、土曜日の1日開放により小学生の受入も開始しました。

公立保育所は、家庭の養育力が低下する中であって、乳幼児が正しい生活習慣を身につけたり、誰にも相談できない親の悩み事を聞いたりするなど、家庭の養育力を支える場としての役割が高まっています。

(2) 子育て家庭への経済的支援の充実が図られました

医療費の助成や子育て支援金事業、小・中学生への教材費の一部と給食費の全額補助を拡充したほか、新規事業として不妊に悩む方への支援や産後健診費用の助成を開始しました。

(3) 一人ひとりを大切にする視点を持った健診事業の充実が図られました

母子手帳配布時に保健師がアンケート及び面接、妊娠後期には妊婦訪問・育児ギフトを実施し、妊娠期から一人ひとりを大切にする支援を行い、新生児・産婦訪問事業では100%の訪問率を達成しています。

乳幼児健診では5歳児健診を開始し、就学前までの切れ目のない健診体制が確立しました。未受診者の把握や支援の継続により、要支援者への個別支援や児童虐待防止対策の強化も図られました。一方、毎月1回開催していた「ちびっこサロン」(小集団親子教室)が開催できなくなるなど、子どもの数の減少にともない、親子への支援のあり方は集団から個別を重視する傾向が強まりつつあります。

(4) 地域文化の伝承や、様々な体験の場の充実が図られました

小中学校において「総合的な学習の時間」を使って小鹿野歌舞伎の伝承が行われるようになったほか、現在でも町内6地域のお祭りでも子ども歌舞伎が継承されています。

公民館事業として、文化団体の協力の下で子ども向け講座の開催の充実が図られ、文化団体としても活躍の場となり、団体の活性化にも役立っています。

図書館では子育て家庭や乳幼児期からの読書習慣の獲得や、児童を対象にした「調べる学習コンクール」「感想画コンクール」を開始し、都市部に比べて学習塾を利用しにくい本町において、基礎的な学力や生きる力を身につける役割を果たしています。

(5) 学校教育では学力向上や心の問題を抱える児童への支援の充実などが図られました

平成28年度に小鹿野未来塾を開設し、小鹿野高等学校や民間の塾講師など地域の協力も得ながら中学生の土曜補習講座(中学生未来塾)や英語検定・漢字検定受検講座、小学生科学不思議講座等を実施しています。

また、ネットトラブルへの対応や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、心の問題を抱える児童生徒への支援を強化しました。

3 個別施策の評価結果

個別施策の評価結果のうち、成果が「A：期待以上」や「C：期待どおりでない」の項目について概略を記載しました。

1 子育てが楽しくなるまちづくり

(1) 地域子育て支援機能の強化

- No.1 「子育て支援センターの充実」では、令和元年度に土曜日の1日開放を開始し、小学生まで受入れ可能となりました。今後は、長期休業の際に小学生が遊べる環境を充実させる必要があります。
- No.2 「ファミリー・サポートセンター利用促進」は、利用実績がみられませんでした。今後は、きめ細かな周知の徹底を図る必要があります。
- No.3 「保育所(園)・幼稚園の子育て支援機能強化」は、公立保育所等において乳幼児が正しい生活習慣を身につけたり、誰にも相談できない親の悩み事を聞いたりするなど、家庭の養育力を支える場としての役割が高まっています。今後とも公立保育所・幼稚園の有する子育て機能を家庭や地域の養育力を高めるための資源として有効に活用していくことが求められます。

中柱	No.	施策名	成果	方針
(1)地域子育て支援機能の強化	1	子育て支援センターの充実	A	A
	2	ファミリー・サポート・センターの利用促進	C	B
	3	保育所(園)・幼稚園の子育て支援機能強化	A	A
	4	民生委員・児童委員の活動強化	B	B
	5	子育てサークル活動等	B	B
	6	育児支援家庭訪問事業	B	B
	7	子育て情報の提供	B	B
	8	子育て応援フェスティバル	B	B

(2) 子育て家庭への経済的支援

- No. 12 「医療費の助成」は、平成29年度に対象者を中学生から18歳までに拡充しました。
- No. 14 「子育て支援金支給事業」は、令和元年度から第3子以降を5年間で50万円の支給としました。
- No. 15 「不妊に悩む方への支援」は、平成29年度から早期不妊検査、平成31年から不育症検査費助成事業を開始しました。
- No. 16 「小・中学生への支援」は、教材費の一部と給食費の全額補助において、従来は第2子以降を対象としていましたが、平成27年度に第1子を含めた全ての児童・生徒へと対象を拡大しました。
- No. 17 「妊婦健診費用の助成」は、平成30年度から産後健診の費用の助成を町単独事業として開始しました。

(3) 子どもの遊び場の充実

- No. 18 「拠点となる遊び場の活用」では、令和元年度にみどりの村事業（活用）計画を策定し、次年度以降、計画的な整備・活用を図っていく予定です。
- No. 19 「地域の安全な遊び場づくり」では、児童遊園の使用頻度が低い公園がみられるため、今後、必要に応じて遊具を撤去しながら、より利用しやすい公園づくりを検討します。

(4) 障がいのある子どもと家庭への支援

※成果が「A：期待以上」や「C：期待どおりでない」の項目はありません。

中柱	No.	施策名	成果	方針
(2)子育て家庭への経済的支援	9	児童手当	B	B
	10	児童扶養手当	B	B
	11	特別児童扶養手当	B	B
	12	医療費の助成	A	B
	13	予防接種費用助成事業	B	B
	14	出産褒賞金事業	A	B
	15	不妊に悩む方への支援	A	B
	16	小・中学生への支援	A	B
	17	妊婦健診費用の助成	B	B
(3)子どもの遊び場の充実	18	拠点となる遊び場の活用	B	A
	19	地域の安全な遊び場づくり	C	C
	20	青少年相談員による健全育成指導	B	B
(4)障がいのある子どもと家庭への支援	21	保育所(園)・幼稚園の支援	B	B
	22	相談体制の充実	B	B

2 親子の健康を支えるまちづくり

(1) 食育の充実

No. 26 「地域食生活の総合学習」では、学校給食において、JAちちぶ小鹿野農産物直売所や両神農林産物直売所等との連携を図り、地元産食材の利用促進に努めています。また、献立表や学校給食だよりなどを通じて、食事や食物に関する情報提供を行うことで、児童生徒や保護者への意識啓発を図り、食育活動を推進しています。

(2) 一人ひとりを大切にす視点を持った健康事業の充実

No. 28 「妊産婦、新生児への支援」のうち妊産婦への支援として、平成27年度から母子手帳配布時に保健師がアンケート及び面接を開始し、妊娠期からの支援の出発点となっています。妊娠後期には妊婦訪問・育児ギフトを実施、また、新生児・産婦訪問事業では、各年とも訪問率100%を達成しています。

産後ママへの支援としては、平成27年度から産後ママのストレッチ教室を年3回実施し、母親同士の交流の機会になっています。また、平成28年度から小鹿野町母乳ケア補助金交付事業を開始し、平成30年度から産後健診費用の助成を開始しました。

No. 29 「健診体制の充実」は、待ち時間を活用して子育て支援センター・図書館と連携し、ふれあい遊び・ブックスタートを開始しました。また、平成28年度に歯科相談を設置し、平成30年度に5歳児健診を開始しました。その他、要支援者への個別支援、児童虐待防止対策として、健診ごとに未受診者を把握しながら要支援者の継続支援を行っています。

No. 34 「親子への支援」では、毎月1回開催していた「ちびっこサロン」(小集団親子教室)の参加者が少なく小集団を構成できなくなりつつあります。

中柱	No.	施策名	成果	方針
(1)食育の充実	23	乳児の食育の推進	B	B
	24	幼児の食育の推進	B	B
	25	情報提供の推進	B	B
	26	地域食生活の総合学習	A	A
	27	栄養相談事業	B	B
(2)一人ひとりを大切にす視点を持った健康事業の充実	28	妊産婦、新生児への支援	A	A
	29	健診体制の充実	A	B
	30	歯科保健事業の充実	B	B
	31	生活習慣病予防への取組	B	B
	32	予防接種	B	B
	33	相談体制の充実	B	B
	34	親子への支援	C	D

3 地域の温もりや伝統を継承するまちづくり

(1) 子どもの地域文化伝承活動

No. 35 「郷土学習の充実」は、平成28年度の中学校統合に伴い、歌舞伎伝承を開始し、平成30年度からは三田川小学校で「総合的な学習の時間」に歌舞伎が取り入れられるなど、小中学校における地域文化伝承活動が広がりました。また、6地域のお祭りで子ども歌舞伎が継承され、小鹿野子ども歌舞伎も活躍しています。

(2) 地域活動・体験活動の充実

No. 38 「公民館活動」は、ここ数年で子ども向けメニューの数を増やし、多世代交流や文化団体の社会的な貢献の場とすることができました。

No. 39 「図書館活動」は、平成28年度から「調べる学習コンクール」の地域コンクールを開始し、令和元年度から「感想画コンクール」を開始しました。また、図書館子ども向け事業として平成29年度から子育て支援センターと連携して乳幼児家庭向けの読書活動を開始しました。

(3) 家庭教育

No. 41 「家庭教育への支援」では、平成30年度から家庭教育推進事業の講座・教室数を増加しました。

No. 42 「父親の子育て参加に対する支援」では、土曜日に開催している「パパと遊ぼう」の参加者が減少しているため、今後は「ファミリーデー」として、父親に限らない親子の参加を促していきます。

No. 43 「男女共同参画意識の促進」は、管理職の女性比率が平成23年の15.6%から平成30年の30.9%に向上しました。

(4) 就学前教育

No. 44 「特色ある幼児教育」では、令和2年度の認定こども園開設に伴い、3歳児以降の幼児の多くを認定こども園で預かることになるため、教育内容の一層の充実を図る必要があります。また、認定こども園が有する幼児教育の知見を家庭や地域で共有できるような取組を検討する必要があります。

(5) 学校教育

No. 47 「時代に対応した学校教育」は、今後の新たな動きとして、小学校における英語科目導入やタブレット端末の導入など情報化に対応した教育の強化を図る必要があります。

No. 49 「特別支援教育」は、小中学校の特別支援学級ばかりでなく、通常学級においても特別に支援を要する児童生徒が1割を超える実態を踏まえ、今後とも就学支援体制、教職員の研修機会の充実を図る必要があります。

No. 51 「学力の向上」では、平成28年度に小鹿野未来塾を開始し、国語、英語、数学、科学、漢検、英検などの学習支援を行っています。

No. 52 「健やかな成長のための教育」は、ネットトラブル防止のため、業者に委託して学校裏サイトの有無やネットいじめの有無のチェックを行っています。

No. 53 「不登校等、心の問題を抱える児童生徒への支援」は、県事業のスクールソーシャルワーカーを配置し、町単独事業として勤務時間の延長を行っています。

(6) 小鹿野高校との連携

No. 54 「小鹿野高校と小・中学校の連携強化」は、高校教諭による小・中学校への出前授業の実現により、質の高い授業の提供につながっています。今後は、小鹿野高校存続のためにも連携をさらに強化し、事業の拡充を図る必要があります。

中柱	No.	施策名	成果	方針
(1)子どもの地域文化伝承活動	35	郷土学習の充実	A	B
(2)地域活動・体験活動の充実	36	たくましい子どもづくり(自然体験事業)	B	B
	37	スポーツ・レクリエーション活動	B	B
	38	公民館活動	A	B
	39	図書館活動	A	A
	40	放課後子ども教室	B	B
(3)家庭教育	41	家庭教育への支援	A	B
	42	父親の子育て参加に対する支援	C	C
	43	男女共同参画意識の促進	A	A
(4)就学前教育	44	特色ある幼児教育	B	A
	45	教育環境の充実	B	完了
(5)学校教育	46	家庭や地域に開かれた学校づくり	B	B
	47	時代に対応した教育	B	A
	48	人権教育の充実	B	B
	49	特別支援教育	B	A
	50	施設の環境整備	B	B
	51	学力の向上	A	A
	52	健やかな成長のための教育	A	B
	53	不登校等、心の問題を抱える児童生徒への支援	A	B
(6)小鹿野高校との連携	54	小鹿野高校と小・中学校の連携強化	A	A
	55	子どもとのふれあい機会の充実	B	B

4 安心して子育てできるまちづくり

(1) 子育て関連施設の活用・充実

No. 57 「保育所（園）」で、保育の需要は満たしているため、保育施設の拡充は行っていません。今後は、土曜日・長期休業中の小学生の居場所づくりや、一時預かりなどの機能の充実について検討する必要があります。

(2) 保育サービスの充実

No. 63 「延長保育・開所時間の延長」は、民間保育園において日曜保育も実施し、多様な就業環境の保育需要に対応できています。

No. 68 「民間保育施設(家庭保育室)に対する支援」は、保育需要は充足しているため、民間保育施設(家庭保育室)の利用実績はなく、今後とも需要は発生しないと考えられます。

中柱	No.	施策名	成果	方針
(1)子育て関連施設の活用・充実	56	子どもとのふれあい機会の充実	B	B
	57	保育所(園)	B	B
	58	幼稚園	B	完了
	59	小学校	B	A
	60	中学校	B	完了
(2)保育サービスの充実	61	保育需要への対応	B	B
	62	低年齢児保育・産休明け保育	B	B
	63	延長保育・開所時間の延長	A	B
	64	公立保育所土曜保育の拡充(時間延長)	B	B
	65	一時保育	B	B
	66	保育所(園)への看護師配置促進事業	B	B
	67	学童保育	B	B
	68	民間保育施設(家庭保育室)に対する支援	D	D
(3)子どもに優しい地域環境づくり	69	公共施設における子どもへの配慮	B	B
	70	児童館の活用	B	B
	71	校庭等の開放	B	B
(4)子どもセーフティネットの確立	72	安全でゆとりある道路・通学路	B	B
	73	交通安全教育	B	B
	74	防災対策	B	B
	75	子どもの健全な育成環境	B	B
	76	子どもを犯罪から守る取組の推進	B	B

5 住民や企業が子育てを支えるまちづくり

(1) 子育てしやすい地域づくり

※成果が「A：期待以上」や「C：期待どおりでない」の項目はありません。

(2) 企業の子育て支援の促進

No. 80 「育児休業制度の普及」は、女性職員の取得率100%を達成しています。

(3) 人権を尊重する地域社会の確立

※成果が「A：期待以上」や「C：期待どおりでない」の項目はありません。

(4) 青少年の自立に向けた地域支援

※成果が「A：期待以上」や「C：期待どおりでない」の項目はありません。

(5) 持続性ある地域づくりの推進

No. 86 「出会いの場づくり」は、婚活イベントの成果として13組のカップルが成立しました。

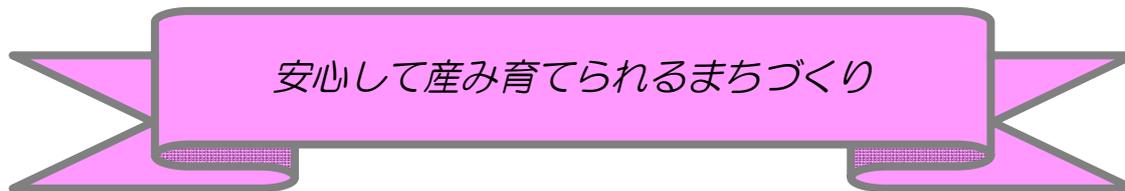
No. 87 「地域医療体制の充実」では、産科が郡内で1医院のみで、新たな産科医院の確保ができていない状況にあります。

中柱	No.	施策名	成果	方針
(1)子育てしやすい地域づくり	77	子育てに配慮した住環境の整備促進	B	B
	78	地域産業の開発・拡大	B	B
	79	子育て支援における住民参加の促進	B	B
(2)企業の子育て支援の促進	80	育児休業制度の普及	A	B
	81	就業環境の整備	B	B
(3)人権を尊重する地域社会の確立	82	子どもの人権を守る体制の構築	B	B
	83	地域住民の意識啓発	B	B
(4)青少年の自立に向けた地域支援	84	職業体験	B	B
	85	青少年の活動支援	D	D
(5)持続性ある地域づくりの推進	86	出会いの場づくり	A	B
	87	地域医療体制の充実	C	B

第3章 計画が指すもの

1 基本理念

本計画の基本理念を



とします。

この表現は、第2次小鹿野町総合振興計画の将来像である「文化の香り高く 将来に躍動するまち」を実現するためにかかげられた3つの重点目標としての一つです。

第2次小鹿野町総合振興計画の「将来像」には次のような記載があります。

本町の出生率は減少しています。
活力のあるまちづくりには地域の子どもたちの元気な声が必要です。
安心して子どもを産み育てるために、子育て支援体制を充実させるだけでなく、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てる意識を育みます。

子育てに関する不安や悩みがなく、子どもとともに将来に夢を持てるまちづくりを進めるため、子育ては家族の努力のみでは限界があることを強く認識し、地域全体で子育てを支えていくこととします。

2 基本目標と基本施策

基本目標は第1期計画を継承し、基本施策については、社会状況の変化等に合わせて見直しを行いました。

基本目標1 子育てが楽しくなるまちづくり

子育てには不安や悩みはつきものです。しかし、多くの悩みや不安は誰かに相談することで解消するものです。子育て仲間との会話や、子育て支援センターの事業などを通じて不安や悩みを解消し、子育ての楽しみを実感できるようなまちづくりを進めます。また、豊かな自然のもとで、子どもたちがのびのびと遊び、育つ環境づくりを推進します。

【基本施策】

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 地域子育て支援機能の強化 | (P. 43) |
| (2) 子育て家庭への経済的支援及び子どもの貧困対策 | (P. 45) |
| (3) 子どもの遊び場の充実 | (P. 46) |
| (4) 障がいのある子どもと家庭への支援 | (P. 47) |

基本目標2 親子の健康を支えるまちづくり

町の健康づくり事業の歴史と成果は、県内でも有数の実績があり、高い評価を受けています。この歴史と成果を子どもたちやお母さんの健康づくりに生かし、すべての子どもたちがすくすくと元気に育つまちづくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援 | (P. 49) |
| (2) 食育の充実 | (P. 50) |
| (3) 一人ひとりを大切にする視点を持った健康事業の充実 | (P. 51) |

基本目標3 地域の温もりや伝統を継承するまちづくり

町の子どもたちは、歌舞伎や太鼓のグループ、数々のスポーツ団体に所属し、地域の大人たちに温かく見守られながら成長しています。地域の歴史や伝統を後世に引き継ぎながら、しっかりとした教育環境でたくましく成長できるまちづくりを進めます。

【基本施策】

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 子どもの地域文化伝承活動 | (P. 54) |
| (2) 地域活動・体験活動の充実 | (P. 55) |
| (3) 家庭教育 | (P. 57) |
| (4) 就学前教育 | (P. 58) |
| (5) 学校教育 | (P. 58) |
| (6) 小鹿野高校との連携 | (P. 61) |

基本目標 4 安心して子育てできるまちづくり

両親とも働く親が安心して子どもを預け、精一杯仕事に励むことができるようなまちづくりを進めます。

また、最近では子どもが犠牲になるような犯罪が目につくようになりました。町の子どもたちがいつまでも、地域の人々と安心して接することができ、人を信頼・信用して生活できる環境づくりを目指します。

【基本施策】

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 子育て関連施設の活用・充実 | (P. 62) |
| (2) 保育サービスの充実 | (P. 64) |
| (3) 子どもに優しい地域環境づくり | (P. 65) |
| (4) 子どもセーフティネットの確立 | (P. 65) |

基本目標 5 住民や企業が子育てを支えるまちづくり

子どもたちが元気に育つためには、家庭や学校だけではなく地域の人々や企業の理解と協力が不可欠です。特に、企業には子育て中の従業員に対する温かい配慮や、ちょっとした気配りが求められます。家庭や学校だけではなく、地域住民、企業も子どもたちを「町の宝」として認識し、やさしく成長を支えるまちづくりを進めます。

【基本施策】

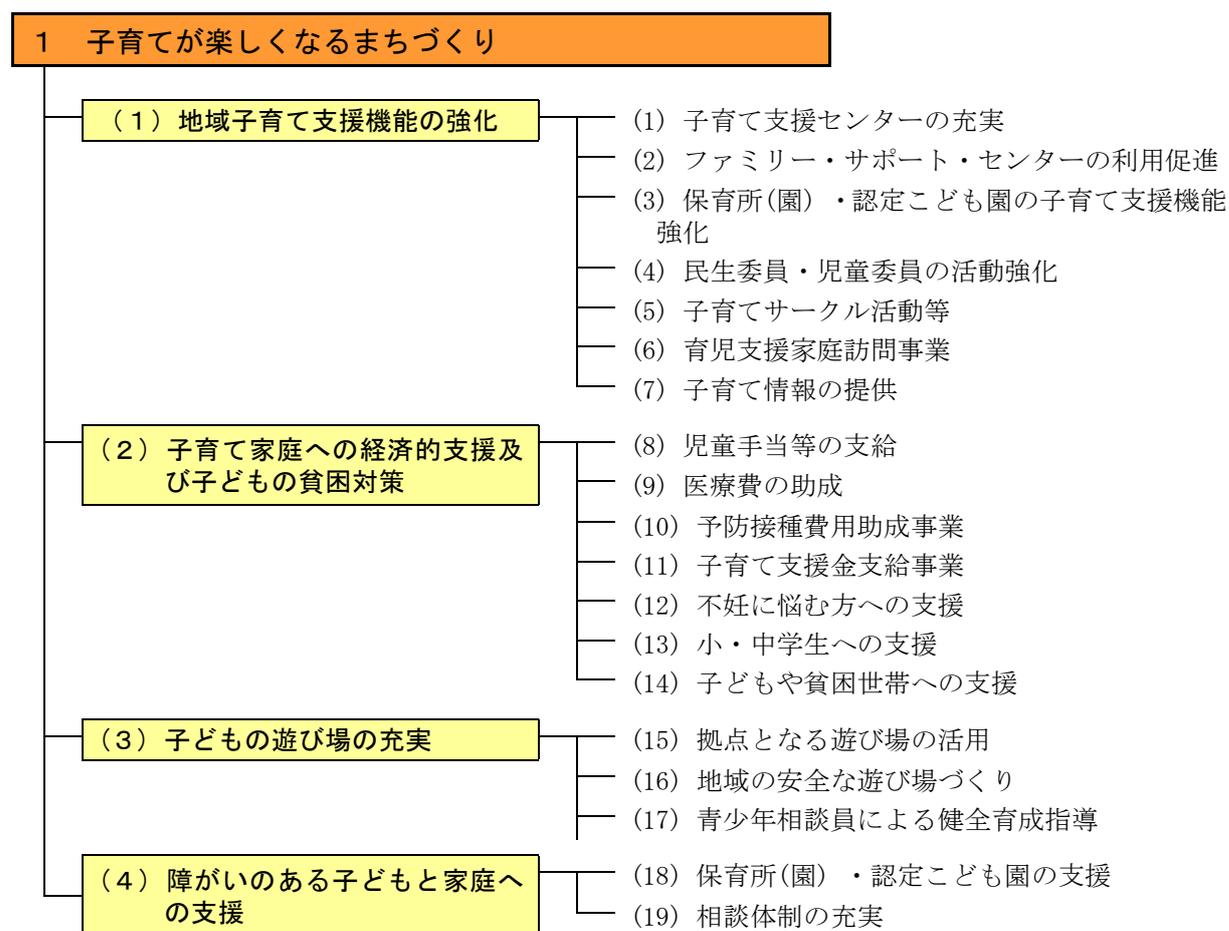
- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 子育てしやすい地域づくり | (P. 68) |
| (2) 企業の子育て支援の促進 | (P. 68) |
| (3) 人権を尊重し虐待を防止する地域社会の確立 | (P. 69) |
| (4) 青少年の自立に向けた地域支援 | (P. 69) |
| (5) 持続性ある地域づくりの推進 | (P. 70) |

第4章 総合的な子育て支援施策の展開

1 子育てが楽しくなるまちづくり

子育てにまつわる不安や悩みを仲間とともに解消するため、子育て支援センターなどの充実を図るとともに、これまで以上に経済的負担の軽減を推進します。また、町の豊かな自然や、やさしい人たちとともに、子どもたちがのびのびと遊べる環境づくりを推進します。さらに、障がいのある子どもたちが地域の中で生活していくことを支援します。

施策の体系



施策の内容

(1) 地域子育て支援機能の強化

No.	施策・事業名		担当課
1	子育て支援センターの充実	<p>○施設環境を生かした事業実施 子育て支援センターは旧三田川幼稚園に移転し、単独施設として充実した環境や事業内容から利用者は増加傾向にあります。また、令和元年度より、小学生の受け入れも開始し、地域の子育て支援拠点としての役割は高まっています。 引き続き、施設環境を生かした子育て支援事業を検討します。</p> <p>○子育て親子の交流の場 開放、ふれあい遊び、サーキット遊び、製作、発育計測、誕生会、庭や公園で遊ぼう、栽培収穫、食育活動、絵本の読み聞かせ等、親子で楽しく経験を広げながら交流できるよう支援します。</p> <p>○子育て講演会・講座 「親子ふれあい遊び」「わいわい座談会」「乳幼児安全法」等、子育てに関する知識を深め、子育てのヒントを得て、子育てが楽になるよう支援します。年齢別講座では、子どもが遊びの経験を広げるとともに、親も悩みを相談しあい、情報交換しあえるような仲間づくりを支援します。</p> <p>○季節の行事(イベント) こどもの日、七夕夏まつり、運動会、ハロウィン、クリスマス、お正月、豆まき、ひな祭り、お楽しみ会等、季節の行事を意識しながら、地域の子育て親子が楽しくつどえる催しを実施します。</p> <p>○一時保育事業等の実施 保育所等を利用していない家庭が安心して一時保育を利用できるよう、平成30年度より、子育て支援センターにおいて、短時間の一時預かり事業を実施しています。今後とも、より利用しやすいサービス提供体制の充実に努めます。</p> <p>○相談機能の強化 利用者の身近な相談相手として、来所児の相談が多くなり、職員の役割が大きくなっています。職員間の連携を密にするとともに、成長・発達等専門の相談員による相談の充実や、各関係機関との連携強化を図ります。さらに、訪問事業の充実に努めます。</p> <p>○情報提供の充実 広報によるPRや、保健師とともに実施している全戸訪問等により、就学前児童調査における子育て</p>	住民生活課

No.	施策・事業名		担当課
		支援センターの認知度は92.1%と高くなっています。今後は妊婦への周知度向上や、子育て家庭に有益な情報提供の充実を図ります。	
2	ファミリー・サポート・センターの利用促進	○広域的な設置 現在、秩父市シルバー人材センター内に「秩父ファミリー・サポート・センター」が開設され、本町を含む広域的な運営が行われています。本町では令和元年10月現在、協力会員5人、依頼会員が6人となっています。一時預かりや送迎、病後児保育など多様なニーズに対応できる制度であるため、協力会員・利用会員の増員と利用促進に努めます。	住民生活課
3	保育所（園）・認定こども園の子育て支援機能強化	○相談支援・情報提供 保護者の身近な相談相手として、近年、保育所（園）および認定こども園の職員の役割が大きくなってきています。そのため、各施設の職員間の連携を強化し、身近な相談窓口として相談支援・情報提供を行います。 また、発育の遅れ等の懸念が生じた際の、発達相談員による巡回相談の実施や、各関係機関との連携強化など、支援体制の充実を図ります。	住民生活課
4	民生委員・児童委員の活動強化	○相談支援・情報提供・情報収集 地域の子育てに関する細かいニーズや現状を把握するため、民生委員・児童委員の「中学生以下の児童がいる世帯の全戸訪問」を継続します。 また、子育て支援事業や乳幼児健診時への継続した支援等により、子育て家庭との繋がりを深め、地域全体で子育てを支援する基盤の育成・充実を図ります。	福祉課
5	子育てサークル活動等	○仲間づくりの支援 子育てサークルの活動を促進し、育児の孤独感や不安の解消を図るとともに、サークルが地域の子育て支援組織として成長していくことを支援します。	住民生活課
6	育児支援家庭訪問事業	○育児支援家庭訪問活動 育児ストレスや孤立感に悩む家庭や、虐待のおそれなど児童の養育に困難な状況にある家庭などに対し、保健師やヘルパー等の訪問による育児支援を実施します。 〔主な支援内容〕 <ul style="list-style-type: none"> 産褥期の母子に対する育児・家事援助 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 若年の養育者に対する育児相談・指導 児童が児童養護施設を退所時にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援 	住民生活課
7	子育て情報の提供	○多様な媒体による情報提供の充実 子育て世帯に対し、子育てに関して有益な知識やサービス、イベント等の情報を提供するため、「子	住民生活課

No.	施策・事業名		担当課
		<p>育て支援センターだより」を発行するとともに、広報紙を活用した情報提供を行います。</p> <p>○若い世代（保護者）への情報の発信 子育て包括支援室・保健課・子育て支援センター等で母子手帳アプリを利用し、手軽で迅速な子育て情報の提供を行います。 また、保育所及び認定こども園のホームページを開設します。</p>	

(2) 子育て家庭への経済的支援及び子どもの貧困対策

No.	施策・事業名	内容	担当課
8	児童手当等の支給	<p>○児童手当の支給 国の制度に基づく児童手当や県の制度に基づく児童扶養手当及び特別児童扶養手当を適切に給付します。</p>	住民生活課
9	医療費の助成	<p>○こども医療費支給 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子どもを対象とする医療費の支給を継続します。</p> <p>○その他各種医療費の助成 現在、未熟児養育医療、育成医療、重度心身障害者医療、ひとり親医療など、各種医療費の助成を実施しています。 生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るという目的からも、今度も継続した支援を行います。</p>	住民生活課 福祉課
10	予防接種費用助成事業	<p>○予防接種費用助成事業 中学3年生を対象としたインフルエンザ予防接種の費用を全額助成し、インフルエンザのまん延及び重症化を予防します。 今後、任意予防接種については、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）など定期化する方向性が出ているワクチンもあり、国の動向をみながら今後も検討していきます。 また、副反応等に関する正確な情報の提供に努めます。</p>	保健課
11	子育て支援金支給事業	<p>○支援金の支給 令和元年度から第3子以降を5年間に50万円の支給することとし、事業の充実を図りました。 今後とも子どもの出産を祝うとともに健全な成長を願い支給を継続します。</p>	住民生活課
12	不妊に悩む方への支援	<p>○マイベイベー支援事業 不妊治療・不育症治療を行っている夫婦に対して、不妊治療・不育症治療に要した費用の助成を行います。</p>	住民生活課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
		<p>・体外受精・顕微授精に要した費用(上限35万円)</p> <p>・体外受精・顕微授精以外の不妊治療・不育症治療に要した費用(上限5万円)</p> <p>○早期不妊治療費助成事業 初めて不妊治療を受けた妻の年齢が35歳未満で、県の特定不妊治療助成事業の支給決定(初回)を受けた方に対して、費用を助成し、経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図ります。 初回のみ(夫婦につき1回)、上限10万円の助成を行います。</p> <p>○早期不妊・不育症検査費助成事業 子どもを望む夫婦の不妊・不育症検査に係る費用を助成し、経済的負担の軽減と、少子化対策の推進を図ります。 夫婦につき1回、上限2万円の助成を行います。</p>	
13	小・中学生への支援	<p>○教材費・給食費補助 保護者の経済的負担を軽減するため、小鹿野町在住で、小・中学校に就学している全ての児童・生徒に教材費の一部及び給食費の全額を補助しています。</p>	学校教育課
14	子どもや貧困世帯への支援	<p>○包括的な支援 困難を抱える子どもや保護者が地域で孤立することがなく、また支援のすき間が生じることのないよう、子どもやその家庭の支援に関わる行政・関係機関並びに地域との連携体制の充実を図ります。</p> <p>○生活の支援 子どもの貧困対策として、町民や団体等による「子ども食堂」等の活動に対して必要な情報を提供するとともに、広報周知等の支援を行います。</p> <p>○経済的な支援 高校卒業までの切れ目のない経済的支援を促進します。</p>	住民生活課 福祉課 学校教育課

(3) 子どもの遊び場の充実

No.	施策・事業名	内 容	担当課
15	拠点となる遊び場の活用	<p>○みどりの村及び関連施設の活用 現在町が管理する施設を有効に活用するため、必要な施設改修・撤去を行い、子どもの遊び場として充実を図ります。</p>	おもてなし課 住民生活課
16	地域の安全な遊び場づくり	<p>○児童遊園地の管理と整理統合 町内24か所ある児童遊園について、遊具の安全確保を図り利用しやすい公園の維持管理に努めます。 また、地域の児童数の減少による利用減少や遊具等の維持管理に課題があり、地元の理解を得ながら</p>	住民生活課

		整理統合を図ります。	
17	青少年相談員による健全育成指導	<p>○青少年相談員の人員確保による事業の継続</p> <p>青少年相談員はボランティアとして活動を行い、青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。今後も、子どもたちの身近な「良きお兄さん、お姉さん」としての役割や活動を支援します。</p> <p>事業を継続して開催するにあたり、相談員の人員確保が必要となります。募集方法として、成人式の際に資料配布をするほか、「広報おがの」への掲載を行います。</p> <p>また、必要に応じてポスターを制作し、各公共施設や店舗等へ掲示を依頼するなど、募集の周知を図ります。</p>	社会教育課

(4) 障がいのある子どもと家庭への支援

No.	施策・事業名	内容	担当課
18	保育所(園)・認定こども園の支援	<p>○障がい児保育</p> <p>公立保育所、民間保育園、認定こども園において、職員の加配等による障がい児保育の充実を図ります。</p> <p>また、近年、発達の遅れ等の疑いのあるものの手帳を取得していない児童が増加しており、面接や相談の充実により保護者の理解促進に努めます。</p>	住民生活課
19	相談体制の充実	<p>○星の子教室、はぐくみ相談等の充実</p> <p>発達障がい(小児の高次脳機能障がいを含む)などの傾向がみられる子どもたちに対して、母子通園事業として「星の子教室」(児童発達支援)への通所や、相談事業として「はぐくみ相談」(運動発達相談、言語相談)、「こころの相談」(心理相談)などにおいて、積極的に支援します。</p> <p>○いつでも電話相談</p> <p>社会情勢の変化により、24時間365日フリーダイヤルによる健康相談だけでなく、様々な手段による相談方法を検討し、子育て中の保護者の不安軽減に努めます。</p>	福祉課 住民生活課 保健課

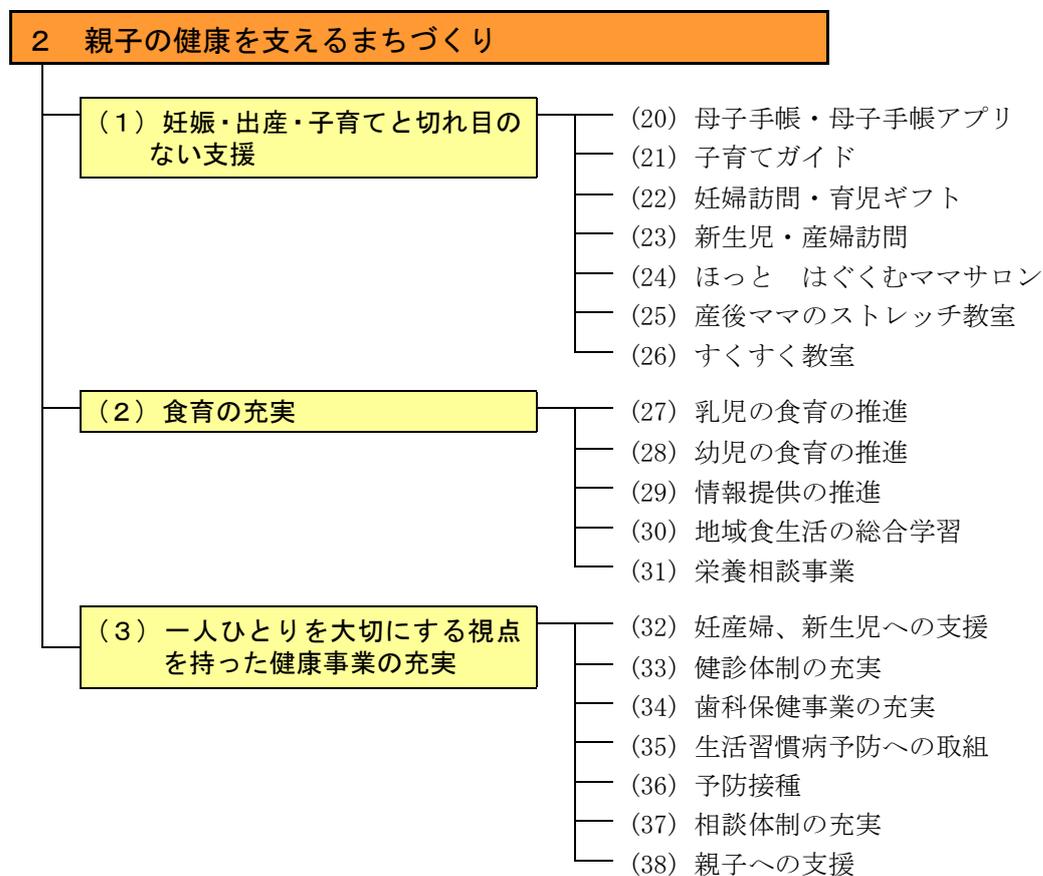
2 親子の健康を支えるまちづくり

町の健康づくり事業の歴史と成果は県内でも有数の実績があり、高い評価を受けています。

この歴史と成果を子どもたちやお母さんの健康づくりに生かし、すべての子どもたちがすくすくと元気に育つまちづくりを進めます。また、産婦人科や小児科などの医療体制の確保・充実に努め、地域で安心して出産、育児ができる体制の整備を図ります。

また、妊娠・出産の他、子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性を定め、地域の母子保健や生活環境の向上を図るための体制確立のための施策を推進します。

施策の体系



施策の内容

(1) 妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援

No.	施策・事業名	内 容	担当課
20	母子手帳・母子手帳アプリ	<p>○母子手帳 母子の健康管理を継続的に進めるため、母子手帳を配布し活用を促進します。 また、妊娠期からの健康づくりを支援するため、母子手帳交付時にアンケートを実施します。 夫婦での子育てを推進できるように、父子手帳を導入します。</p> <p>○母子手帳アプリ ほっと子育ておがニャアプリ ICT※を活用した新たな子育て支援策として、母子手帳の記録から地域の情報までをスマートフォンやタブレット端末、パソコンに対応したアプリを導入しました。仕事や育児に忙しい母親や父親を支援していきます。 ※ ICT：Information and Communications Technology（情報通信技術）のこと。</p>	住民生活課
21	子育てガイド	<p>○子育てガイド 子育てに関する町の情報を集約したガイドブックを作成し、妊娠期から利用できる子育て相談窓口や出産後から乳幼児期、学童期に利用できる子育てサービス等について総合的な情報を提供し、妊娠期から安心して子育てできる体制を推進します。</p>	住民生活課
22	妊婦訪問・育児ギフト	<p>○妊婦訪問 母子手帳交付後、妊娠後期に妊婦を訪問し、産後や子育てに向けての相談を行い、妊娠期から産後にかけて切れ目のない支援をしていきます。</p> <p>○育児ギフト 子育てに役立つギフト(育児用品)を町から贈呈し、子育てを応援します。</p>	住民生活課
23	新生児・産婦訪問	<p>○新生児・産婦訪問事業 すべての新生児と産婦を個別訪問し、養育困難家庭の把握や育児不安の軽減・子育て指導などを行います。</p>	住民生活課
24	ほっとハグくむ…ママサロン	<p>○ほっとハグくむ…ママサロン 秩父圏域1市4町で行っているちちぶ定住圏事業妊娠・出産・子育て包括支援事業「ほっとハグくむ…ママサロン」の助産師相談の利用を妊産婦に勧めています。</p>	住民生活課
25	産後ママのストレッチ教室	<p>○産後ママのストレッチ教室 肩こり解消ストレッチ、腰のゆがみ引き締め体操の実践、ストレッチについて資料配布をしています。また、講師による個別で軽い施術も行います。産婦の体のゆがみや体のケア等の仕方を学び、産婦の健康の維持・促進を図ります。</p>	住民生活課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
26	すくすく教室	<p>○すくすく教室</p> <p>1歳前の乳児とその保護者を対象に、子育て支援センターにおいて毎週金曜日に実施しています。発育・発達、離乳食や親子のふれあい遊びを実施し、親子の集いの場となっています。</p>	住民生活課

(2) 食育の充実

No.	施策・事業名	内 容	担当課
27	乳児の食育の推進	<p>○すくすく教室（離乳食）</p> <p>対象児は少なくなる傾向であるが、より乳児の個別性にあつた相談が実践的に行えるため継続して実施し、さらに、健診やその他の教室で保健師と連携した支援を行います。</p>	保健課 住民生活課
28	幼児の食育の推進	<p>○幼児食教室</p> <p>対象児の減少により、教室開催の機会は減ってきているが、内容は充実して実施できるため、継続して実施します。</p> <p>○保育所（園）及び認定こども園における食育</p> <p>保育所（園）及び認定こども園において、地域の協力を得て野菜栽培や地元食材の活用を行います。また、関係機関と連携し、栄養士による食育指導などその他の取組についても推進を図ります。</p>	保健課 住民生活課
29	情報提供の推進	<p>○小鹿野町栄養士会活動支援</p> <p>平成22年度に保育所（園）、学校、病院、老人福祉施設、社会福祉協議会の栄養士・管理栄養士により「小鹿野町栄養士・管理栄養士連絡協議会」を発足しました。</p> <p>引き続き、小鹿野町の健康課題について会員で共有し、各分野で意識しながら実践することで切れ目のない支援を行います。</p>	保健課
30	地域食生活の総合学習	<p>○学校給食での地元食材活用</p> <p>地産地消を進めるとともに、子どもたちに地元の味覚を理解してもらうため、地元産の野菜や食材を学校給食に利用します。</p> <p>また、栄養教諭による献立表の紹介や地元産の野菜の紹介等を進め、地産地消に関する児童の意識の涵養に努めるとともに、学校給食センターのブログに献立を掲載し、啓発を図ります。</p>	学校教育課
31	栄養相談事業	<p>○管理栄養士による個別相談</p> <p>食事や子育てに対する考え方は多種多様となっており、個別性に対応した相談の必要性が今後さらに増えると予想されます。</p> <p>教室や健診といった決まった機会以外にも訪問等を通じて細やかな対応をしていきます。</p>	保健課

(3) 一人ひとりを大切にする視点を持った健康事業の充実

No.	施策・事業名	内 容	担当課
32	妊産婦、新生児への支援	<p>○母子手帳 母子の健康管理を継続的に進めるため、母子手帳を配布し活用を促進します。 また、妊娠期からの健康づくりを支援するため、母子手帳交付時アンケートを実施します。 夫婦での子育てを推進できるように、父子手帳を導入します。</p> <p>○ほっとハグくむ…ママサロン 秩父圏域1市4町で行っているちちぶ定住圏事業妊娠・出産・子育て包括支援事業「ほっとハグくむ…ママサロン」の助産師相談の利用を妊産婦に勧めています。</p> <p>○妊産婦栄養強化事業 出産予定月の3か月前から3か月間、1日200ccの牛乳を配布する妊産婦栄養強化事業を継続して実施します。</p> <p>○産後ママのストレッチ教室 肩こり解消ストレッチ、腰のゆがみ引き締め体操の実践、ストレッチについて資料配布をしています。また、講師による個別で軽い施術も行います。</p> <p>○小鹿野町子育ておむつ券給付事業 満1歳の誕生日の属する月まで、おむつ、おむつ関連用品（おしりふき、おむつライナー、おむつかバー等）いずれか希望するものを、月1、500円まで、事前に町と契約した取扱店にて引き換えをできるものとします。</p> <p>○小鹿野町母乳ケア補助金交付事業 産後12か月以内に行った助産師が行う母乳ケアに掛かった費用に対して、上限1万円まで助成します。（1回の出産につき1回の申請に限ります）</p> <p>○新生児訪問事業 すべての新生児を個別訪問し、養育困難家庭の把握や育児不安の軽減・子育て指導などを行います。</p>	住民生活課
		<p>○妊婦健診等 妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、HIV抗体検査、B・C型肝炎抗体検査、風しん抗体検査、GBS検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査の助成を行い、妊婦と胎児の健康管理、母子感染の予防に寄与しています。平成30年度から産後健診、平成31年度から新生児聴覚検査費用の助成を行っています。 今後も妊産婦健診を実施できるように、事業を継続していきます。</p>	住民生活課

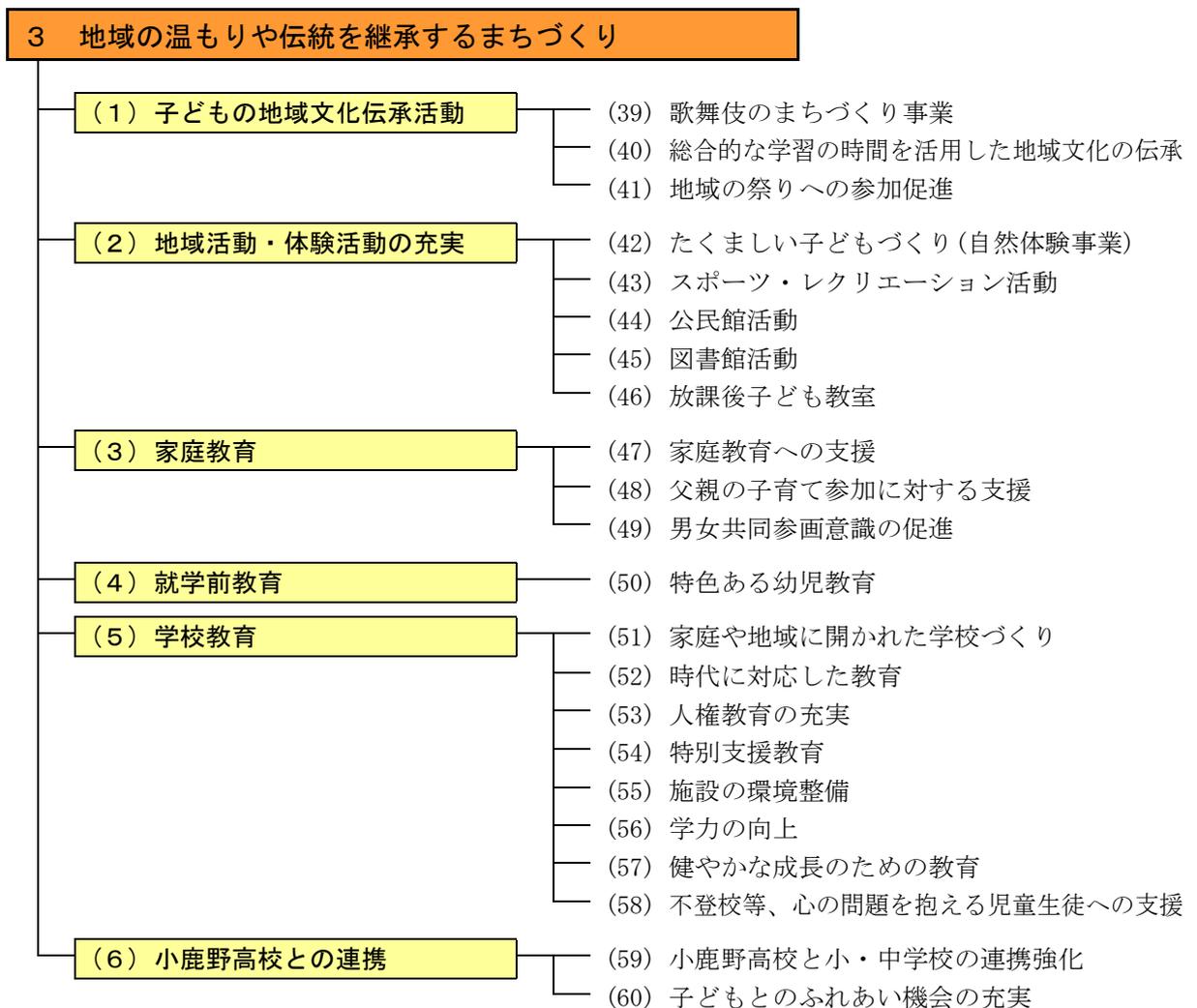
33	健診体制の充実	<p>○乳幼児健康診査</p> <p>出生数の減少に伴い、令和元年度より乳児健診の実施回数が12回から6回へ変更になっています。健診の実施頻度については、対象者数の動向により検討、計画をしていきます。</p> <p>また、生涯の健康情報についての統合をめざしている乳幼児健診についての様式調整や検討を進めていきます。</p> <p>要支援者への個別支援及び児童虐待防止対策として、住民生活課子育て包括支援室との連携により、健診ごとに未受診勧奨や未受診者の把握、要支援者への個別支援を実施し、子育て支援、健診受診率の向上に努めていきます。</p>	保健課
34	歯科保健事業の充実	<p>○歯科健診事業</p> <p>大多数の乳幼児はう歯の予防ができているものの、少数の乳幼児が複数のう歯を持つ傾向があるため、乳幼児健診における個別的・継続的な保健指導の充実が必要です。乳幼児健診における歯科指導を継続して行っていきます。</p> <p>また、今後とも世代を通じた働きかけや健康まつりを活用した啓発活動を行うことにより、食生活改善を含めた歯科保健事業の充実を図ります。</p>	保健課
35	生活習慣病予防への取組	<p>○小児生活習慣病予防事業</p> <p>食生活や生活習慣の改善に家族で取組めるよう健康教育の充実を図ります。各教育機関と連携し、子どもから高齢者までの共通課題として減塩生活を意識した生活の実現化を目指します。</p>	保健課
36	予防接種	<p>○予防接種事業</p> <p>予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保していきます。</p> <p>今後とも接種機会の安定的な確保に努めるとともに、極めてまれではありますが重篤な健康被害が発生することがありえるといった事実について住民に正確に伝え、理解をえるよう努めます。</p> <p>また、令和元年度より、二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種が集団接種から個別接種に変更となりました。そのため、他の予防接種と合わせて未接種者の定期的な勧奨を行い、接種率の向上を図ります。</p>	保健課
37	相談体制の充実	<p>○すくすく教室</p> <p>1歳前の乳児とその保護者を対象に、子育て支援センターで毎週金曜日にすくすく教室を実施し、身体計測・相談を行い、発育や発達の相談、子育て相談の場となっています。</p> <p>また、こんにちは赤ちゃん訪問には子育て支援センター保育士と保健師が訪問し、すくすく教室の参加を勧めており、初めて子育て支援センターを利用するきっかけともなっているため、今後も継続して実施します。</p>	住民生活課

		<p>○発育計測 1歳以上の幼児と保護者を対象に、子育て支援センターにて保健師による身体計測・相談を行い、発育相談の場としていきます。</p> <p>○子育てこころの相談 子育て不安や子育ての悩み等に関して、臨床心理士による個別相談「子育てこころの相談」を行います。</p>	
		<p>○いつでも健康相談 24時間365日電話相談の周知度の向上に努めます。</p> <p>○ひきこもり相談 引きこもりや不登校でお悩みの方の相談を行います。</p>	保健課
38	親子への支援	<p>○ちびっこサロン（小集団親子教室） 遊びや相談を通じて子どもの発達を促進し、親の不安の軽減を図る親子教室として実施していましたが、出生数の減少と低年齢児の保育所（園）入所の増加により、参加者数が減少しています。参加者がいないため平成30年度1回、令和元年度8月現在で2回開催できていない状況となっています。また、開催できても2名の参加等、小集団の形成が困難になりつつあります。 そのため、今後は子育て支援センター事業と効果的な遊びの教室の開催を検討していきます。</p> <p>○認定こども園における親子登園の実施 認定こども園に円滑に入園できるよう、保育所（園）を利用していない3歳未満の幼児を対象とした親子登園を実施します。</p>	住民生活課

3 地域の温もりや伝統を継承するまちづくり

子どもたちが、地域の歴史や伝統を未来へ継承するとともに、しっかりとした教育環境でたくましく成長できるまちづくりを進めます。そのため、子どもたちの地域活動の充実を進めるとともに、乳幼児期から高校まで、子どもたちが自分の個性を伸ばす多くの機会に恵まれ、のびのびと成長できる教育環境づくりに努めます。

施策の体系



施策の内容

(1) 子どもの地域文化伝承活動

No.	施策・事業名	内容	担当課
39	歌舞伎のまちづくり事業	○歌舞伎のまちづくり事業 今後も、伝統文化の保存継承のため支援を継続し、地域文化に触れる機会の創出を行い、過疎化と少子高齢化の中でも伝統文化が保存継承されるよう支援を行います。	社会教育課
40	総合的な学習の時間を活用した地域文化の伝承	○総合的な学習の時間での対応 各地域における歌舞伎や神楽等の伝統芸能を地域の方々に指導者となっていただき、小・中学校で学習しています。郷土の歴史や伝統を受け継ぐ意味においても意義深い体験であることから、今後とも継続して実施していきます。	学校教育課
41	地域の祭りへの参加促進	○地域の祭りへの参加促進 地域のお祭りなどで、子どもたちの歌舞伎や伝統芸能などの発表の場を設け、文化や伝統行事の継承に努めます。特に、より多くの児童が参加できるよう、働きかけに努めます。	おもてなし課 社会教育課 産業振興課

(2) 地域活動・体験活動の充実

No.	施策・事業名	内容	担当課
42	たくましい子どもづくり（自然体験事業）	○ハイキングコース等の活用 子どもたちが町の自然にふれ、多くのことを学べるように、癒しの森ハイキングコースのPRの充実を図るとともに、認定こども園や保育所、学校等によるコースの活用を促進します。	おもてなし課
		○都市部の子どもたちとの交流事業 水源地域の上下流交流事業を行い、自然を生かした子どもたちの交流を図ります。	建設課
		○尾ノ内ふれあい館活用事業 豊かな自然の中で、子どもたちが楽しく交流しながら、多様な体験活動ができるよう、ふれあい館の活用を進めます。	産業振興課
		○化石館での体験事業 館内の化石とようばけの説明や、本物の化石から型を取る化石のレプリカ制作体験などを通じて、化石やジオパークを学んでもらえるよう努めます。	おもてなし課
43	スポーツ・レクリエーション活動	○スポーツ少年団活動支援 今後も意欲的な活動ができるよう、大会参加費の補助金交付や指導者・保護者に対しての研修を行うとともに、研修内容の充実を図ります。 また、令和2年度の指導者制度改定に伴い、各単位団の負担が大きくなることから、指導者資格に係る費用の補助を検討します。	社会教育課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
		<p>○子ども向けスポーツ教室の開催 子どもたちがスポーツに触れる機会を増やすため、ソフトテニスや卓球などのスポーツ教室を開催します。</p> <p>○ロードレースの開催 大会のエントリー数は毎年1,500名程度であり、うち中学生以下（親子の部を含む）は500名程度のエントリーがある状況です。 町内の小中学生及びスポーツ少年団等への参加呼びかけ、また日程調整を事前に行うことで、多くの子どもが参加できるよう努めます。</p>	
		<p>○クライミング施設の活用 令和2年度から開館する小鹿野町クライミングパーク神怡館を活用し、体力の向上を図るよう啓発に努め利用促進を図ります。</p>	まちづくり推進室
44	公民館活動	<p>○公民館講座 今後も小鹿野文化団体連合会や公民館クラブ等の各団体との連携により、地域の人と子どものつながりを強化していくとともに、社会情勢を考慮し、子どもや子育て家庭の興味・関心に即した講座を開催します。 また、子どもや子育て家庭が興味を抱ける、魅力的なチラシを作成することにより参加者の増加に努めます。</p>	中央公民館 両神公民館
45	図書館活動	<p>○図書館子ども向け事業 第2火曜日には子育て支援センターと協力し、乳児向けのおはなし会を実施しているほか、第4土曜日にボランティアの協力のもと就学前児童等を対象に紙芝居や絵本の読み聞かせを開催しています。 また、年2回、映画会の開催、夏休み等には視聴覚室解放による工作教室や図書館体験事業などの実施、ブックスタート事業では、6か月児健診時に読み聞かせの啓発や絵本を贈呈しています。 今後も、乳幼児の保護者への読み聞かせ絵本の紹介や読み聞かせの実演及び保護者が読んで役に立つ本や癒される本などの紹介を実施するとともに、保護者への読み聞かせを行い、保護者がゆっくり過ごせる時間づくりを支援します。</p> <p>○読書活動を通じた基礎学力の向上 平成28年度から「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを実施し、令和元年度から「読書感想画コンクール」を実施しています。今後もこれらの事業継続、充実に努めます。</p>	図書館
46	放課後子ども教室	<p>○放課後子ども教室の充実 放課後子ども教室は、現在、全小学校で実施しており、地域のコーディネーターを中心に、毎回、工夫を凝らした内容を考えて、工作や読み聞かせ、手芸、伝統料理などを行っています。</p>	学校教育課 住民生活課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
		<p>小鹿野小学校では夏休みの学習会及び土曜学習会として実施しています。長若小学校、三田川小学校、両神小学校で1年生を対象に行い、下校時の安全確保に寄与しています。</p> <p>今後も各小学校で実施している放課後子ども教室の充実のため、指導者の確保や運営組織のさらなる充実を図ります。</p> <p>また、放課後児童クラブとの連携について検討します。</p>	

(3) 家庭教育

No.	施策・事業名	内 容	担当課
47	家庭教育への支援	<p>○家庭教育推進事業</p> <p>家庭、学校、地域社会等がそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもたちを育む必要があります。このため、今後も教育委員会が中心となって「家庭教育セミナー」「親子ふれあい体操」「親子ふれあい音楽会」等の家庭教育推進事業を実施するなど、親が自信を持って子育てができるよう支援します。</p>	社会教育課
		<p>○親の学習プログラムの活用</p> <p>埼玉県家庭教育支援事業の一環である家庭教育アドバイザーの派遣を有効に活用し、就学時健康診断開催と併せて「親の学習講座」を開催し、子育てにおける指導・助言等を行います。</p>	学校教育課
48	父親の子育て参加に対する支援	<p>○ファミリーデーの実施</p> <p>子育て支援センターにおいて、土曜日に開放型のイベントとして「ファミリーデー」を実施し、父親の参加を促進します。</p>	住民生活課
49	男女共同参画意識の促進	<p>○男女共同参画計画の推進</p> <p>平成23年度に策定した男女共同参画計画に基づき、男女の役割分担意識の見直し啓発やワーク・ライフ・バランスの啓発事業を行います。</p>	総務課

(4) 就学前教育

No.	施策・事業名	内容	担当課
50	特色ある幼児教育	<p>○交流事業の推進</p> <p>現在、公立幼稚園、公立保育所、民間保育園及び小学校における「小鹿野町幼・保・小連絡会」を年数回実施し、幼稚園・保育所（園）と小学校の滑らかな接続を図るべく各種交流事業に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年度からは公立保育所及び公立幼稚園が統合し、県内初の公立幼保連携型認定こども園となりますが、引き続き、子どもたちがより幅広い活動ができるように、公立保育所、民間保育園、認定こども園及び小学校の交流事業を進めます。</p>	住民生活課 学校教育課

(5) 学校教育

No.	施策・事業名	内容	担当課
51	家庭や地域に開かれた学校づくり	<p>○学校評議員制度</p> <p>学校評議員制度は、学校の教育活動を年間を通じて学校職員以外の立場から検証し、助言をいただく制度です。</p> <p>今後とも各学校の教育活動をP D C Aサイクル※に位置付けて、学校評議員による助言を活かしていくことにより、地域社会に開かれた学校づくりを進めます。</p> <p>※P D C Aサイクル：84ページを参照。</p> <p>○学校応援団</p> <p>現在、各小・中学校に学校応援団が組織されています。コーディネーターを中心に学校の実態に合わせて学習支援ボランティア、安全見守りボランティア、環境整備ボランティアなどの協力により、学校教育の充実に努めています。</p> <p>高齢化が進み、人材確保が困難になりつつありますが、保護者の協力を得ながらボランティアの確保に努め、地域の教育力を学校に活かします。</p>	学校教育課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
52	時代に対応した教育	<p>○総合的な学習の時間 総合的な学習の時間では、地域の自然環境から課題を見つけ、環境をテーマにした課題解決学習や、伝統芸能に関する体験学習等を通じて各自のテーマに沿った学習を展開しています。 今後とも、自然や伝統文化など町の特性にあった教育を推進し、子どもたちの創造性を高め、豊かな体験活動を実施します。</p> <p>○国際化に対応した教育 小学校では外国語活動の授業、中学校では英語科の授業、認定こども園・保育所ではALT*を派遣し、生の英語に触れる機会の提供を行っています。 令和2年度から全面実施となる小学校の英語の教科化に向けて、小学校における外国語教育アドバイザーを配置し、英語科導入の準備を行います。 ※ ALT: Assistant Language Teacher (外国語指導助手) のこと。</p> <p>○情報化に対応した教育 平成28年度よりICT支援員を派遣型から町の直接雇用型にし、細かな現場のニーズに応じています。今後ともタブレット端末を活用した授業を積極的に展開します。 令和2年度から小学校で必修化となるプログラミング教育の推進のために、ICT活用推進員を配置し、環境整備や指導までの研修を行います。</p> <p>○豊かな心を育てる教育 ボランティア・福祉教育の中に体験活動を位置付け、体験を通して豊かな心づくりと命の大切さについて学ぶ機会を設けています。 今後とも、社会福祉協議会が募集するボランティア活動などを通じて、児童生徒の多様な体験活動に基づく豊かな心づくりを進めるとともに、命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。</p>	学校教育課
53	人権教育の充実	<p>○子どもへの人権教育の実施 子どもの権利条約に基づき、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重や共生社会の教育を推進します。</p> <p>○研修の実施 教職員人権研修会をはじめ、人権教育に関する研修を行い、全教育活動を通して児童生徒の人権教育の育成を図ります。</p>	学校教育課
54	特別支援教育	<p>○教育体制の充実 小中学校に特別支援学級を設置するとともに、生活指導補助員を配置し、一人ひとりに対応した教育を実施しています。 今後とも、就学支援体制、教職員の研修機会の充実を図ります。</p>	学校教育課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
55	施設の環境整備	<p>○高機能かつ多機能で弾力的な施設整備 今後の時代の変化に柔軟に対応するため、多様な教育内容・学習形態やICTを日常的に活用できる高機能かつ多機能な施設整備を進めていきます。</p> <p>○健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保 子ども等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、良好な環境を確保するとともに、障害のある子どもにも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設整備を進めていきます。</p> <p>○地域やまちづくりの核としての施設整備 まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を進めるためにも、他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等の連携や地域の避難所としての役割を果たし、また、景観や街並みの形成に貢献することのできる施設として整備していきます。</p>	学校教育課
56	学力の向上	<p>○学力向上への取組 学校指導要領に基づき、各学校の年間指導計画により、わかる授業の実践を行っています。 今後も、各教科の目標を明確にした授業を実践し、児童生徒の学習意欲の喚起と学力向上に向けた教育活動を推進します。</p>	学校教育課
57	健やかな成長のための教育	<p>○健康教育の実施 生涯を通じて、自己の体力を高め、健康の維持に努めるための基礎を培う教育を推進します。</p> <p>○心の健康教育の推進 将来の夢の実現に向けた自己肯定感の高揚や、人のために尽力しようとする気持ちを児童生徒に育成するために、地域や様々な人々とのつながりを持たせる教育を推進します。</p> <p>○非行防止教育等 小鹿野警察署と連携した薬物乱用防止教室、ネットトラブルに関する講座等を開催し、子どもの健全育成に向けた教育を推進しており、今後とも内容の充実に努めます。 また、学校ネットパトロールは、業者に委託し、学校裏サイトやネットいじめの有無についてチェックしていきます。</p>	<p>学校教育課</p> <p>学校生活課 住民生活課</p>

No.	施策・事業名	内 容	担当課
58	不登校等、心の問題を抱える児童生徒への支援	<p>○フレンドリー相談員の配置 中学校に配置されたフレンドリー相談員は、生徒・保護者のよき理解者として不登校やいじめの解消に貢献しています。また、小学校との連携も図り、中1ギャップ解消にも役立っています。 今後ともフレンドリー相談員を各中学校に配置し、不登校生徒の減少や未然防止に努めます。</p> <p>○スクールカウンセラーの配置 定期的なスクールカウンセラーの訪問により、学校の教育相談体制が強化されました。小学校との連携も図り、問題の早期発見と早期対応に役立っています。 今後とも引き続き、高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置します。</p> <p>○スクールソーシャルワーカーの配置 教育分野と社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて関係機関等とのネットワークの活用を図るスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒等の問題行動への対応を充実します。</p>	学校教育課

(6) 小鹿野高校との連携

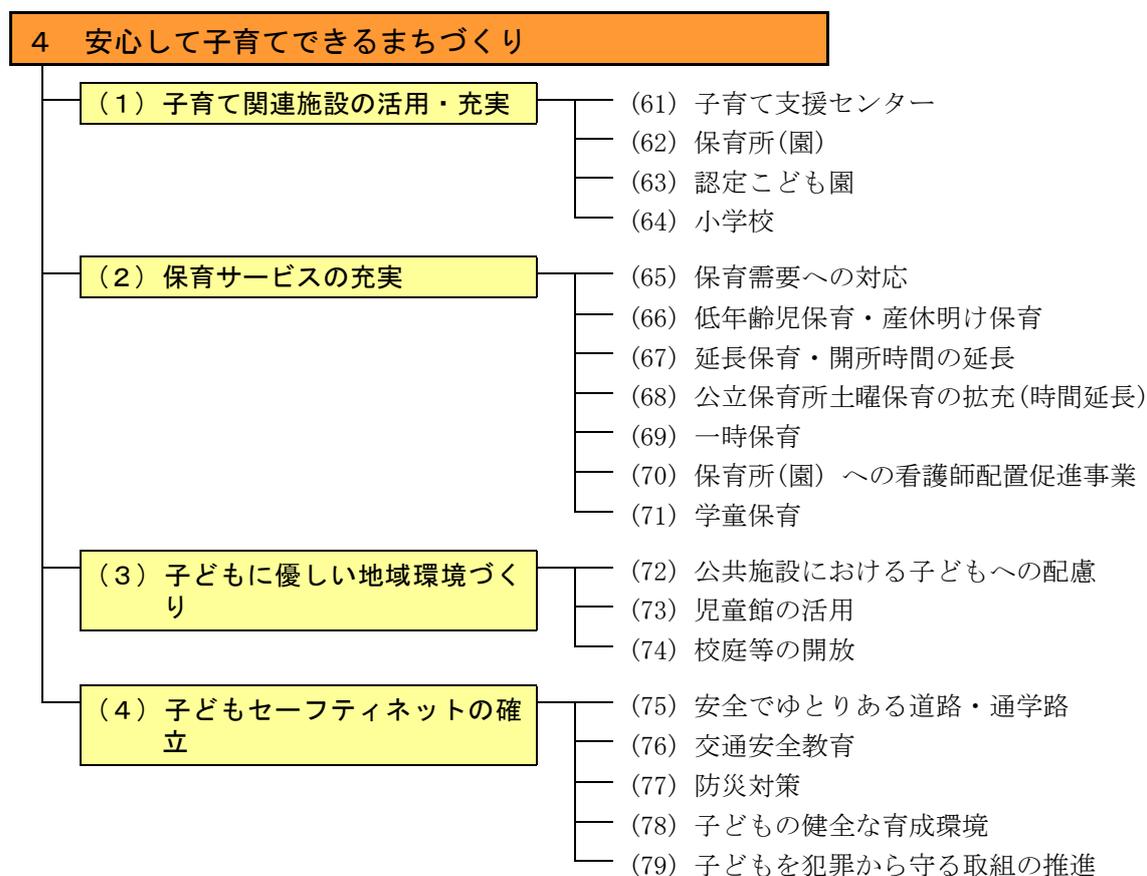
No.	施策・事業名	内 容	担当課
59	小鹿野高校と小・中学校の連携強化	<p>○連携強化 専門性を生かし、福祉等の分野における体験講座の小中学校での実施も行われています。 今後とも小鹿野高校と町内の教職員や生徒の交流を促進し、相互の教育力の向上に努めます。</p>	学校教育課
60	子どもとのふれあい機会の充実	<p>○高校生ボランティア活動の普及 乳幼児や児童とのふれあいの中から、命の大切さや子育てについて学べるよう、子育て支援センター、認定こども園、保育所(園)、学童保育などでの高校生ボランティア活動の普及に努めます。</p>	学校教育課 住民生活課

4 安心して子育てできるまちづくり

子育て世帯が地域で安心して子育てができるように、子どもたちに関連する町施設の再編に取り組みます。特に、両親とも働く親が安心して子どもを預け、精一杯仕事に励むことができるように保育内容の充実を図ります。

また、最近では子どもが犠牲になるような犯罪が目につくようになりました。町の子どもたちがいつまでも、地域の人々と安心して接することができ、人を信頼・信用して生活できる環境づくりを目指します。

施策の体系



施策の内容

(1) 子育て関連施設の活用・充実

No.	施策・事業名	内容	担当課
61	子育て支援センター	<p>○体制・事業の充実 常時保護者が来所できるように体制強化を図ります。短時間一時預かり保育を実施していますが、更に利用しやすいセンター事業の充実を図ります。</p> <p>○小学生児童の受け入れ 放課後学童クラブに通っていない小学生児童の土曜日や長期休業中などの居場所として、受け入れを行います。</p>	住民生活課
62	保育所（園）	<p>○公立保育所の充実・拡充 令和2年度から公立認定こども園を開設することに伴い、2園あった公立保育所を1園に統合し、0歳から2歳児が入所する保育所とします。低年齢児に特化した保育になりますが、認定こども園との連携を図り、保護者が安心して預けられる保育所を目指します。</p> <p>○私立保育園における保育の充実 平成30年度から1月1日以外の休祭日を開園し保育を実施しています。今後も民間保育園ならではの柔軟な保育園運営に努めます。</p>	住民生活課
63	認定こども園	<p>○認定こども園での保育の開始 少子化の進行に伴い、令和2年度から現在の幼稚園を3歳から5歳児が入園する幼保連携型認定こども園として開所します。生きる力を培う保育と保護者の多様なニーズに対応できる施設として、幼児教育・保育の更なる充実を図ります。</p>	住民生活課
64	小学校	<p>○少人数を生かした教育の推進 地域とのふれあいや一人一人の特性を踏まえたきめ細やかな、小規模校のよさを活かした教育の推進を図ります。</p> <p>○少子化への対応 児童数の減少により複式学級の設置が進んでいます。 将来的には統合もやむを得ない状況であり、必要な情報提供に努め各地域での検討を進めます。</p>	学校教育課

(2) 保育サービスの充実

No.	施策・事業名	内容	担当課
65	保育需要への対応	<p>○定員の確保</p> <p>入所数は定員を下回っており、出生数の減少によって、今後も定員を下回ることが予測されます。そのため、需要の動向を注視しつつ、適切な定員管理に努めます。</p>	住民生活課
66	低年齢児保育・産休明け保育	<p>○入所促進</p> <p>民間保育園と連携しながら産休明け保育の入所の促進を図ります。</p>	住民生活課
67	延長保育・開所時間の延長	<p>○延長保育の充実</p> <p>公立保育所、認定こども園、民間保育園ともに保護者のニーズに対応するため、人員配置や勤務態勢を調整しながら延長保育の受け入れを行っています。</p> <p>今後とも民間保育園と連携し、保護者のニーズに併せた保育を実施します。</p>	住民生活課
68	公立保育所土曜保育の拡充（時間延長）	<p>○土曜保育の充実</p> <p>土曜保育のニーズに対応し、公立保育所の土曜保育の保育時間を平日と同様に実施します。</p>	住民生活課
69	一時保育	<p>○事業の拡大</p> <p>現在、町内各保育所（園）で一時保育の受け入れを行っているほか、平成30年度から子育て支援センターでの受け入れを開始しました。</p> <p>今後とも安心して利用できる体制づくりを進めます。</p>	住民生活課
70	保育所への看護師配置促進事業	<p>○看護師の配置</p> <p>令和元年10月1日現在、小鹿野保育所及び両神保育所に看護師を各1人配置しています。</p> <p>今後とも医師や保健師との連携のもと、所（園）内全体の健康管理や感染予防をはじめ、保育中に体調不良となった児童への対応や保護者への保健指導などを行えるよう、保育所への看護師の配置を行います。</p>	住民生活課
71	学童保育	<p>○保育の充実</p> <p>地域に根ざした子育ての場として、地域の様々な人たちと連携し、地域の子どもたちの健全な育成に努めます。地域の自然・人材・行事や公の施設を積極的に利用し、保護者のニーズに沿った保育の充実を図ります。</p>	住民生活課

(3) 子どもに優しい地域環境づくり

No.	施策・事業名	内容	担当課
72	公共施設における子どもへの配慮	<p>○授乳室などの整備</p> <p>平成22年度に県の補助事業である「赤ちゃんの駅設置事業」を実施し、両神公民館、両神庁舎及び文化センターへの授乳スペースやおむつ替えシートを設置し、町内の主な公共施設の整備は完了しました。</p> <p>今後も子どもや子育て世帯が利用する機会の多い施設における子どもへの配慮に努めます。</p>	住民生活課
73	児童館の活用	<p>○施設の活用</p> <p>児童館の施設を、乳幼児健診や子育て教室、ヘルスアップ事業として活用します。</p>	保健課 住民生活課
74	校庭等の開放	<p>○施設開放</p> <p>子どもの健全育成を図るため、校庭等の公共施設をスポーツ少年団等の活動の場として提供していきます。</p>	社会教育課

(4) 子どもセーフティネットの確立

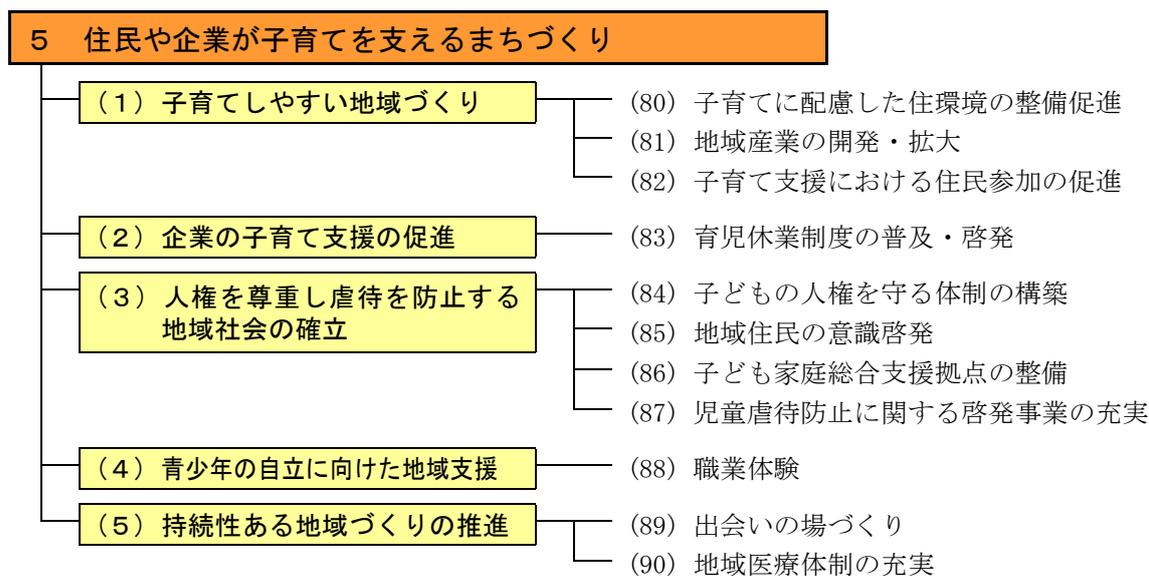
No.	施策・事業名	内容	担当課
75	安全でゆとりある道路・通学路	<p>○危険個所の改善</p> <p>平成29年から令和2年度までの第4期通学路整備計画に基づき交通安全施設の整備を進め、児童生徒の安全の確保を図ります。</p> <p>通学路については、1年ごとに変更が生じるため、年単位で学校と調整を図ります。</p>	建設課
76	交通安全教育	<p>○交通安全教室</p> <p>小・中学校において、小鹿野警察署等関係機関の協力の下、交通安全教室や自転車安全教室の開催、また埼玉県自転車大会への参加等により、交通安全への意識の高揚、啓発活動を実施しています。</p> <p>今後とも、交通事故の未然防止に向けて関係機関と連携、協力し、児童生徒の事故防止に努めます。</p>	学校教育課
		<p>○交通安全運動</p> <p>新入所（園）・入学児童への啓発品の配布や、地域行事での交通安全運動など、交通安全の啓発を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、警察署等関係機関と連携し、交通安全運動の充実を図ります。</p>	住民生活課
77	防災対策	<p>○防災マニュアルの活用・作成</p> <p>保育所、認定こども園、小・中学校などにおいて作成している防災マニュアルを活用し避難訓練などを実施するなど、防災に配慮した施設運営に努めます。</p>	各課

No.	施策・事業名	内 容	担当課
78	子どもの健全な育成環境	<p>○青少年健全育成対策</p> <p>青少年を取り巻く問題の多様化に対応するため、青少年育成推進員を中心として、警察・保健所・PTA・学校・地域が連携し、町内パトロールや非行防止キャンペーンによる啓発活動を実施しています。</p> <p>今後も継続して活動するための推進員の確保に努めながら、小鹿野町青少年育成推進協議会を中心に非行防止活動を継続していきます。</p>	社会教育課
79	子どもを犯罪から守る取組の推進	<p>○危機管理マニュアル</p> <p>保育所、小・中学校などにおいて作成している危機管理マニュアルを適宜見直し、教職員等への普及に努めます。</p> <p>また、認定こども園においても作成します。</p>	各課

5 住民や企業が子育てを支えるまちづくり

町の少子化に歯止めをかけるために、子育て世代が町に定住できる環境整備を進めます。また、企業には子育て中の従業員に対する温かい配慮や、ちょっとした気配りが求められており、家庭や学校だけではなく、地域住民、企業も子どもたちを「町の宝」として認識し、やさしく成長を支えるまちづくりを促進します。さらに、子どもへの虐待を未然に防止することや、青少年が自立し、大人として立派に成長できる環境づくりに努めます。

施策の体系



施策の内容

(1) 子育てしやすい地域づくり

No.	施策・事業名	内容	担当課
80	子育てに配慮した住環境の整備促進	○町営住宅の長寿命化 平成23年度に策定した小鹿野町町営住宅長寿命化計画に基づき、維持管理を行っていきます。	建設課
		○住宅のリフォーム補助 子育て世帯の定住促進を図るため、住宅リフォームの補助を充実するとともに、周知度の向上を図り、制度の利用を促進します。	産業振興課
81	地域産業の開発・拡大	○農林業・観光の振興 農業においては、埼玉県「明日の農業担い手育成事業」による新規就農支援を行っています。 今後とも農林業や観光の振興に努め、子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、若者が町に定住できる条件の整備を図ります。 また、町内の若者に農業を職業の一つとして選択してもらえるよう新規参入事例の広報の充実を図ります。	産業振興課 おもてなし課
82	子育て支援における住民参加の促進	○子育てボランティアの育成 社会福祉協議会を通じ、ボランティアやインターンシップの受け入れ等を実施しています。 今後とも地域全体で子育てを支援するため、子育てに関するボランティアの育成と活用を促進します。	住民生活課

(2) 企業の子育て支援の促進

No.	施策・事業名	内容	担当課
83	育児休業制度の普及・啓発	○企業への普及 町内の企業に対して、従業員の育児休業取得への勧奨や理解促進を啓発します。	産業振興課
		○庁内への普及 小鹿野町役場職員の仕事と育児の両立を図るため、育児休業のほか、産前産後休暇、妻の出産休暇及び子どもの看護休暇取得への勧奨や理解促進を啓発します。 なお、女性職員への育児休業制度取得率は100%に達したことから、今後は、男性職員が育児に参加しやすい環境づくりに努めます。	総務課

(3) 人権を尊重し虐待を防止する地域社会の確立

No.	施策・事業名	内容	担当課
84	子どもの人権を守る体制の構築	○要保護児童対策地域協議会 支援が必要な児童・家庭を地域のさまざまな機関が連携して、それぞれの機能や役割を果たすための中核機関となる要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図ります。	住民生活課
85	地域住民の意識啓発	○見守り意識 現在、主任児童委員を中心に地域での見守りとして、中学生までの子どもを対象に、毎年、全戸訪問を実施しています。 また、児童虐待防止推進月間に合わせ、広報への掲載を行うとともに、町内各医療機関等にポスターを配布し、早期発見に努めています。 今後も引き続き、地域の「虐待予防」を目的とし、地域住民の見守りに対する意識啓発を推進します。	住民生活課
86	子ども家庭総合支援拠点の整備	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、子育て家庭に寄り添う相談支援等への対応及び総合調整等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、必要な支援を行います。	住民生活課
87	児童虐待防止に関する啓発事業の充実	児童虐待の発生予防及び早期発見並びに早期対応を図るとともに、体罰によらない子育ての普及啓発や児童虐待防止への深い関心と理解を得るため啓発事業の充実に努めます。	住民生活課

(4) 青少年の自立に向けた地域支援

No.	施策・事業名	内容	担当課
88	職業体験	○中学校社会体験チャレンジ事業 中学校社会体験チャレンジ事業は、中学生のキャリア教育・職業教育のみならず、町内事業所の協力を得ることによって学校と地域が連携して子どもを育てる環境づくりに役立っています。 今後も引き続き、中学生の社会体験の場として、町内事業所の協力を得ながら事業を実施します。	学校教育課 社会教育課

(5) 持続性ある地域づくりの推進

No.	施策・事業名	内 容	担当課
89	出会いの場づくり	<p>○出会いの場の創出</p> <p>本町では小鹿野結婚相談委員会による結婚相談を年6回開催するとともに、婚活イベントを年3回実施しています。</p> <p>今後は、婚活イベントへの女性参加者数の増加を図るため、内容の充実に努めます。</p> <p>また、出会いの場づくりから結婚を経て本町への定住につながるよう、全庁的な取組を進めます。</p>	中央公民館 総合政策課
90	地域医療体制の充実	<p>○秩父地域平日夜間小児救急（当番医）受付事業</p> <p>住民への周知徹底を図り、様々な情報の入手がしやすい方法で周知し、救急医療が受けやすい体制づくりに努めます。</p> <p>○安心して出産できる環境づくり</p> <p>郡内の産科医院が1医院のみとなったため、ちちぶ定住自立圏事業（1市4町）の中で、産科医の確保等が検討されていましたが、郡内の出生率の減少に伴い、1医院での出産が可能な状態となっています。また、1医院に対し助産師等の支援を行っています。</p>	保健課 小鹿野中央病院 住民生活課

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育の見込量及び確保方策

(1) 1号及び2号認定

【事業の概要】

1号認定は、子どもが満3歳以上で教育を希望する場合に該当し、幼稚園または認定こども園の利用対象者となります。

2号認定は、子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所（園）または認定こども園の利用対象者となります。

令和2年4月1日より、3歳児以上は認定こども園「おがのこども園」での受入れとなるため、2号認定であっても認定こども園のニーズとして見込量を算定しました。

【町の状況及び確保方策】

本町では1号及び2号認定の待機児童は発生しておらず、今後も見込まれない状況となっています。子育てをしている方が安心して働くことができるよう、保育・教育内容の質の向上に努めます。

なお、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化により、2号認定の需要が高まっていくことも想定されることから、需要動向を踏まえた柔軟な対応に努めます。

(見込人数)

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見 込 量	1号認定	人	30	30	30	30	30
	2号認定	人	117	95	95	95	95
確 保 方 策	特定教育・保育施設	人	170	170	170	170	170
	1号認定	人	30	30	30	30	30
	2号認定	人	140	140	140	140	140
	認定こども園	人	110	110	110	110	110
	認可外保育施設	人	-	-	-	-	-
町内居住児童の 町外施設利用	1号認定	人	-	-	-	-	-
	2号認定	人	13	13	13	13	13
	計	人	-	-	-	-	-
町外居住児童の 町内施設利用	1号認定	人	-	-	-	-	-
	2号認定	人	19	19	19	19	19
	計	人	-	-	-	-	-

(2) 3号認定

【事業の概要】

3号認定は、子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所(園)・認定こども園のほか地域型保育、認可外保育施設の利用対象者となります。

【町の状況及び確保方策】

0歳児保育、1・2歳児保育ともに認可保育所2か所(公立、民間各1か所)で実施しています。

0歳児の保育需要は高い傾向にありますが、現行体制で対応できるものと考えられます。また、育児休業明けに円滑に利用できるよう、保護者への情報提供や相談に努めます。

①0歳児

(見込人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人	18	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	人	20	20	20	20	20
地域型保育	人	-	-	-	-	-
認可外保育施設	人	-	-	-	-	-
町内居住児童の町外施設利用	人	-	-	-	-	-
町外居住児童の町内施設利用	人	2	2	2	2	2

②1・2歳児

(見込人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人	70	70	70	70	70
確保方策	人	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	人	70	70	70	70	70
地域型保育	人	-	-	-	-	-
認可外保育施設	人	-	-	-	-	-
町内居住児童の町外施設利用	人	4	4	2	2	2
町外居住児童の町内施設利用	人	2	2	2	2	2

2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

(1) 延長保育事業

【事業の概要】

保育所（園）における保育時間は、公立保育所が午前7時30分～午後6時30分まで、民間保育園が午前7時～午後7時30分までとなっています。このうち、民間保育園の午後6時～午後7時30分までを延長保育として、0～5歳のうち保育の必要のある児童を対象に算定しました。

【町の状況及び確保方策】

ニーズ調査（就学前児童調査）では、午後7時30分以降の希望は少ない状況にあり、当面は現体制を維持していくものとします。

(見込人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人数（人）	6	7	7	8	9
確保策	人数（人）	15	15	15	15	15

(2) 子育て短期支援事業

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

見込量は、0～5歳のすべての児童を対象に算定しました。

【町の状況及び確保方策】

ニーズ調査の結果、見込量は発生していません。また、ファミリー・サポート・センター事業でも対応が可能であるため、同サービスの利用促進に努めます。

なお、不測の事態等によりファミリー・サポート・センター事業で対応できない需要が発生した際には、周辺施設や関係機関との連携を図りながら個別に対応していくものとします。

(年間延べ見込人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
確保策	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、すべての子育て家庭を地域で支える取組として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。

見込量は、0～5歳のすべての児童を対象に算定しました。

【町の状況及び確保方策】

地域子育て支援拠点事業は、日中の居場所づくり、交流・仲間づくりの場、育児不安や孤独・孤立感の解消など、保育所（園）、幼稚園に通園していない0～2歳児及び保護者にとって重要な場所であることから、平成27年度に旧三田川幼稚園に移転し、施設の拡充を図りました。

(月当たり延べ見込回数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ回数(回)	24	24	24	24	24
確保策 (か所)	地域子育て支援 拠点事業(か所)	1	1	1	1	1

(4) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業を除く]）

【事業の概要】

一時預かり事業は、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）のほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）があります。

このうち子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりする事業のうち泊まりを含まない事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【事業の概要】

幼稚園における在園児が通常の時間を超えて利用する、いわゆる「預かり保育」のニーズです。

見込量は、幼稚園在園児を対象に算定します。

【町の状況及び確保方策】

令和元年度末をもって小鹿野幼稚園が閉園するため、見込量は発生しません。

(年間延べ見込人数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保方策(人日)	0	0	0	0	0

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

【事業の概要】

0～5歳の児童のうち上記①のニーズを除く、1号認定の標準的な時間を超えた預かりや、冠婚葬祭などの社会的な理由並びにリフレッシュなど私的な理由により発生する一時預かりのニーズです。

見込量は、0～5歳の児童のうち幼稚園在園児を除く児童を対象に算定しました。

【町の状況及び確保方策】

令和元年10月1日現在、町内の保育所(園)3か所において一時預かりを実施しています。令和2年度より両神保育所が閉所となりますが、幼保連携型認定こども園「おがのこども園」が開設することにより、3か所で実施していきます。

ファミリー・サポート・センターについては、広域で「秩父ファミリー・サポート・センター」が事業を実施していますが、令和元年10月1日現在、町内の協力会員は5人、依頼会員は6人となっていますが、これまで利用実績はない状況となっています。そのため、今後は協力会員及び依頼会員の増加を図るなど制度の普及に努めます。

子育て短期支援事業については、町内及び近隣自治体で実施している施設はありませんが、近隣自治体と連携し、実施体制の整備に努めます。

(年間延べ人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
見込量	延べ人数(人日)	373	373	373	373	373	
確保 方策	一時 預かり	延べ人数(人日)	750	750	750	750	750
		施設数(か所)	3	3	3	3	3
	ファミリー・サポート・センター(人日)		60	60	60	60	60
	子育て 短期支 援事業	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
		施設数(か所)	0	0	0	0	0

(5) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業
[病児・緊急対応強化事業]）

【事業の概要】

見込量は0～5歳児のうち教育・保育を利用する児童を対象に算定しました。

【町の状況及び確保方策】

本町では、これまで病後児保育のニーズはみられないものの、アンケート調査の結果などから、潜在的な需要が存在するものと考えられます。そのため、おがの保育所において病後児保育の受け入れ体制を整備するとともに、病後児保育の周知を図ります。

病児保育は看護師の配置など設置にかかる基準を満たすことが難しく、近隣自治体の動向を踏まえながら検討します。

なお、秩父圏域内において病児保育に対応したファミリー・サポート・センターはありません。

(年間延べ人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
見込量（人日）		48	48	48	48	48	
確保 方策	病後児 保育事業	延べ人数（人日）	0	200	200	200	200
		施設数（か所）	0	1	1	1	1
	ファミリー・サポ ート・センター事業	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0

(6) 子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児童のみ）

【事業の概要】

子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、就学児童による利用の見込量を算定したものです。

【町の状況及び確保方策】

ファミリー・サポート・センターについては、これまでの利用実績はない状況となっているため、今後は事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

(年間延べ人数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人日）	0	0	0	0	0
確保策（人日）	60	60	60	60	60

(7) 利用者支援事業

【事業の概要】

利用者支援事業は、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

このうち基本型とは独立した事業として行われている形態のものを、特定型とは行政の一環として行われる形態のものをいいます。

【町の状況及び確保方策】

利用者支援事業は、子育て包括支援室において特定型事業として実施しています。

また、子育て支援センター、保育所においても引き続き情報提供や相談支援を実施していきます。

(か所数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量 (か所)		1	1	1	1	1
確保策	特定型 (か所)	1	1	1	1	1

(8) 乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業／要保護児童の支援

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供を行うとともに、必要に応じて適切なサービスの提供に結びつける事業です。

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、ヘルパー・子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等が訪問し、指導助言等を行う事業です。

【町の状況及び確保方策】

本町では、子育て包括支援室にて実施しています。

今後も引き続き、保健師による訪問相談支援を行い、要保護児童対策協議会と連携し、育児不安の解消、虐待防止に努めます。

また、町には児童養護施設等がありません。家庭で子育てをすることが一時的に困難となった場合に必要な保護ができるよう周辺施設や関係機関との連携を図り、実施体制を整備します。

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児家庭全 戸訪問事業	見込量 (人)	34	33	32	31	30
	確保策 (人)	34	33	32	31	30
養育支援 訪問事業	見込量 (人)	68	66	64	62	60
	確保策 (人)	70	68	66	64	62
要保護児童 の支援	見込量 (人)	15	15	14	14	13
	確保策 (人)	15	15	15	15	15

(9) 妊婦健診

【事業の概要】

妊婦健診については、妊娠中の健診にかかる費用の一部を町が支払います。

母子健康手帳と同時に妊婦健康診査助成券を発行し、受診票に掲載された検査項目又は費用の一部（助成券に掲載された金額分）を助成します。

【町の状況及び確保方策】

本町では、子育て包括支援室が支給しています。

今後も引き続き公費負担による健康診査を実施し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう努めます。

(年間延べ回数)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量 (人回)	680	660	640	620	600
確保策 (人回)	680	660	640	620	600

(10) 放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

放課後児童健全育成事業(学童保育)は、主に日中保護者が家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

【町の状況及び確保方策】

本町では、5か所(公立1か所、私立4か所)を設置しています。

必要な児童が入所できるように、今後も引き続き5か所で実施していきます。

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量 (人)		189	186	179	173	167
確保 方策	登録児童数 (人)	200	200	200	200	200
	施設数 (か所)	5	5	5	5	5

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

本町が定めた利用者負担額に教育・保育施設が上乗せ徴収を行う場合、施設利用者の実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

【町の状況及び確保方策】

国が設定する対象範囲と上限額をもとに、助成の検討を行います。

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に行うため、令和元年度末をもって小鹿野幼稚園を閉園し、幼稚園・保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に子どもを受け入れられる施設として、令和2年度に幼保連携型認定こども園「おがのこども園」を開設します。

4 産後の休業及び育児休業後に円滑に保育を利用できる体制の確保

本町では、育児休業明けの保育ニーズに対し、柔軟な対応が可能となっています。しかしながら、ニーズ調査（就学前調査）の結果において、育児休業を取得した人のうち、希望通りの時期に復帰できなかったと回答した人は35.8%となっています。その主な理由としては、会社の人事異動や業務の節目に合わせる事があげられていますが、そのほかに、経済的な理由や希望する保育所に入るためなどの理由もみられます。

今後とも、乳幼児の保護者が産前・産後休業や育児休業明けに円滑に保育サービスを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に、0歳児の子どもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育児休業満了時からの保育サービスを希望する人が円滑に利用できる環境を整備します。

5 専門機関等との連携による要保護児童への対応の強化

本町では、保健福祉センターにおいて関係機関との連携を図りながら、障がい児に関する相談・指導や療育事業を行っています。今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談指導と家族等への支援の充実を図ります。

児童虐待等により保護を要する児童については、地域や保育所・認定こども園、学校の子育て支援を活用しながら専門機関等と連携し、要保護対策地域協議会において対応します。特に、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する状況に速やかに対応できるよう、連携を強化します。

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

ニーズ調査（就学前調査）の結果によると、自分の生活における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の満足度において“満足”と回答した割合は、母親で36.9%、父親で28.8%にとどまっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が不可欠です。そのため、国・県と連携し、社会全体の運動として展開されるよう努めます。

また、関係機関・団体等と連携し、関係法律や好事例の情報提供を進めます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

この計画を推進するにあたっては、計画の基本理念である「安心して産み育てられるまちづくり」を目指して、行政、住民、企業、団体等が協力しながら推進することとします。

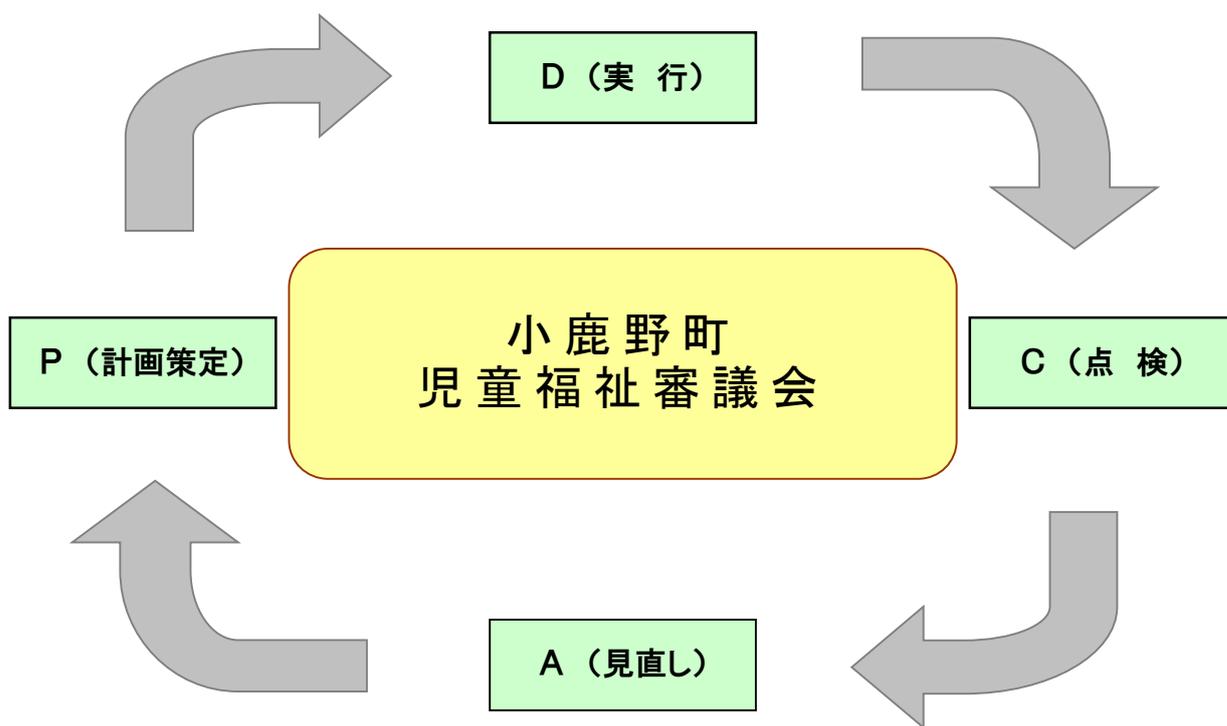
「子どもたちを健やかに育てるためには、家族の努力のみでは限界がある」ということを、地域全体の共通認識とし、子育て世帯を住民をはじめとした地域全体で支援するという、心構えを共有できるよう努めます。

特に、本計画の重点事業である保育所（園）や認定こども園の運営に関しては、保育所（園）や認定こども園のある地域の合意と協力が必要であり、町の子育て環境の充実と子どもたちの将来のために、長期的視点から計画を推進します。

2 計画の進行管理

この計画の進捗状況を毎年点検し、小鹿野町児童福祉審議会にて評価を行います。

また、計画Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。



3 情報提供

地域が一体となって計画を推進するためには、行政から住民や企業、団体に適切な情報提供が行われる必要があります。また、逆に、地域や企業から行政に対して、行政では把握しきれない情報をもたらされることも重要です。さまざまな媒体を活用して、行政と住民・企業との情報の共有や連携を図ります。

4 関係機関との連携

本計画の中には、ファミリー・サポート・センター事業や、療育事業、要保護児童対策など、近隣市町や県、保健所、警察署などとの連携が必要な事業があります。また、子育てに関する国の負担については現状水準を下回らないように、強く要望する必要があります。

これらのことから、国、県、保健所、児童相談所、警察等との情報交換や連携に努め、計画が円滑に推進できるように努めます。

資料編

1 策定体制

小鹿野町児童福祉審議会条例

平成17年10月1日条例第110号

改正 平成25年12月13日条例第32号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、児童福祉行政の円滑な推進を図るため、小鹿野町児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、児童福祉に関する必要な事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、住民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

小鹿野町児童福祉審議会委員名簿

敬称略

NO	役 職 名	氏 名	備 考
1	小鹿野町副町長	長谷川 伸 一	◎
2	小鹿野町議会文化厚生常任委員長	笠 原 義 行 山 中 豊 彦	11月4日まで 11月5日から
3	小鹿野町区長協議会長	丸 山 陽 生	
4	国保町立小鹿野中央病院長	内 田 望	
5	小鹿野町社会福祉協議会事務局長	近 藤 良 一	
6	小鹿野町主任児童委員	田 嶋 栄 子 茂 木 延 子	12月12日まで 12月13日から
7	小鹿野中学校長	吉 岡 章	
8	小鹿野ひまわり保育園長	黒 澤 優 子	
9	小鹿野保育所保護者会長	増 田 明 香	
10	小鹿野幼稚園長	石 川 久 子	
11	小鹿野幼稚園保護者会長	串 田 清 美	
12	西秩父商工会事務局長	猪 野 茂	
13	元Pyonpyon(ぴょんぴょん)代表	鷹 啄 理 沙	
14	小鹿野学童クラブ施設長代表	桐 谷 直 子	

◎会長 ○副会長

小鹿野町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議設置要綱

平成25年小鹿野町訓令第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条の規定に基づき策定する子ども・子育て支援対策の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の策定について、調査研究し、総合的、体系的に検討するため、小鹿野町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、別表に定める関係各課所の職員をもって組織する。

(会長)

第3条 検討会議に会長を置き、会長には住民課長をもって充てる。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 検討会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会議は、必要に応じて随時開催し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

課所名
総務課、総合政策課、住民生活課、福祉課、保健課、おもてなし課、産業振興課、建設課、保育所、認定こども園、子育て支援センター、学校教育課、社会教育課、公民館

小鹿野町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会議委員名簿

敬称略

NO	区 分	氏 名
1	総務課	設 樂 有 香
2	総合政策課	山 中 理都子
3	住民生活課	(事務局)
4	福祉課	新 井 実 来
5	保健課	町 田 洋 巳
6	おもてなし課	黒 澤 恵美子
7	産業振興課	篠 田 あや子
8	建設課	島 守 優 也
9	保育所	大 野 昌 子 (小鹿野保育所) 大 新 井 由 美 (両神保育所)
10	子育て支援センター	高 橋 一 江
11	学校教育課	高 橋 祐 哉
12	社会教育課	倉 林 貴 大
13	幼稚園	常 木 文 子
14	公民館	今 井 信
15	図書館	南 明 宏

2 策定経過

開催年月日	内 容
平成31年 1月～2月	子育て支援に関するアンケート調査の実施 ・乳幼児調査（平成19年4月2日以降に生まれたお子さん並びにその保護者） ・小学生調査（町内の小学生及び保護者）
令和元年 9月～10月	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う関係団体等ヒアリング ・子育て支援センター利用者、小鹿野幼稚園職員、小鹿野幼稚園保護者、小鹿野保育所職員、小鹿野保育所保護者、両神保育所保護者
10月25日	第1回小鹿野町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会 （1）小鹿野町次世代育成支援後期行動計画の進捗状況のまとめ （2）子育てサービスに関するアンケート調査の結果 （3）小鹿野町子ども・子育て支援事業計画に係るサービスの見込み量
	第1回小鹿野町児童福祉審議会次第 （1）小鹿野町次世代育成支援後期行動計画の進捗状況のまとめ （2）子育てサービスに関するアンケート調査の結果 （3）小鹿野町子ども・子育て支援事業計画に係るサービスの見込み量
12月23日	第2回小鹿野町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会 （1）小鹿野町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	第2回小鹿野町児童福祉審議会次第 （1）小鹿野町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年 1月1日 ～ 1月31日	第2期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画（案）の意見の募集 （パブリックコメント）
3月12日	第3回小鹿野町子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討会 （1）小鹿野町子ども・子育て支援事業計画（案）について
	第3回小鹿野町児童福祉審議会次第 （1）小鹿野町子ども・子育て支援事業計画（案）について

第2期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月発行

発行 小鹿野町
編集 小鹿野町役場 住民生活課
〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
TEL : 0494 (75) 4101 (直通)
FAX : 0494 (75) 2819
